

The Kansai University Bulletin

Osaka, September 15th, 1927—No. 52

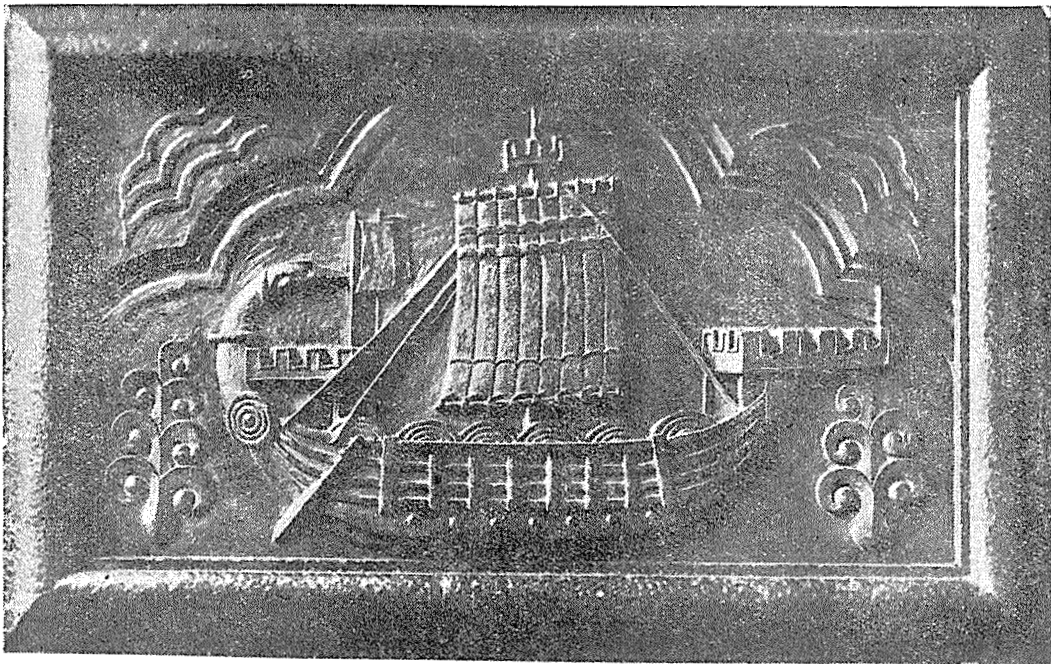
子里山學報

行發日五十月九

號二十五第

年二和昭

Relief by Mr. T. Okuni
on the Front-Frieze of the Stage in the Administration Building



フーリレの字文一面正ジータス堂講館本

阪 大

堀佐土話電
番〇七五五・九四〇一

局報學學大西關

座口金貯替振
番五七八二一阪大

千里山學報 第五十二號

目次

- 挿繪——本館講堂ステージ正面一文字のレリーフ(表紙)——アトリエに於ける大國貞藏氏——最近の千里山學舎——ギョスタウ・ポアソナード教授——第五回夏期語學講習會記念攝影——ヒューブナー博士——校友井波義吉氏——校友木村森藏氏、石渡俊一氏、大森隆三氏——ルヴァン大學
- レリーフ「海の幸」に就て
- 時代喜劇の發生——關西大學講師 豊岡佐一郎
- 明治以後私法の變遷——關西大學教授 佐々 種
- 學内報——講堂ステージ正面一文字レリーフ完成
- 圖書館建築工事——ヒューブナー博士講演會——ヒューブナー博士歡迎會——本學教練教官の更迭——第五回夏期語學講習會修了式——ヂュギー教授來信——千里山親睦會例會——教授講師學外講演——ウィリアムズ博士來學——專門部補缺入學許可——記念植樹寄附者芳名——附屬第二商業學校彙報——教授村上喜貞氏消息——教授櫻井匡氏令弟——教職員觀月會
- Business Risks and How to Meet Them
by Dr. S. S. Huebner.
Professor of University of Pennsylvania
- 企業危險とその對策——ヒューブナー博士講演抄譯
- 校友の面影——井波義吉氏
- 校友彙報
- 學生彙報
- 歐米の學界
- 千里山歌壇

レリーフ「海の幸」に就て

豫ねてより大國貞藏氏に依頼して製作中であつた本學大講堂のステージ一文字の正面に掲げらるべきレリーフが此程完成したので、作者大國氏を訪れて、その製作上の感想を乞ふた。

氏はそのマツシヴな物の觀方ミ深刻に人の胸奥に喰ひ入る力強い表現ミを以て氏獨特の藝術的境地を開拓し夙に我國彫塑界に令名を唱はれ、現に帝展審査員である。

嚴しい殘暑に蒸すやうなトアリエに籠つてあミ一ヶ月に迫つた今秋の帝展への出品を製作中であつた氏は快よく筆者を招じて完成した「海の幸」を前にして次の如く語られた。

「大阪に於いて文化科學を研究する唯一の最高學府として、その長き歴史ミ、關西私學の雄ミして洋洋たる將來ミを有する關西大學の使命は重且極めて大なるものがある。私はこの製作を依頼さるるや先ずこの點に最も注意を拂つた。又一面關西大學の所在地たる大阪は古くより浪速の都として知られてゐる。浪速はその字義の如く浪速く岸を洗ふ茅渚の海に面し、市井を十重二十重に圍る澗の本支流ミ共に山來水都として名高く、その今日の殷賑は水に負ふ所からず、従つて古往より浪速の文化が、その交通運輸の具たる船に負ふ所極めて多大なることも私の看過し得ないことでした。

恰も縹渺たる大洋の當中を驀地に理想の彼岸に進み行く巨船の如き關西大學ミ、その搖籃ミも言ふべき浪速の地ミを考へて船に題材を取らうと決心したのでした。

希望に滿ち渡る萬斛の風を滿帆に孕み、重き

使命を乗せ、廣洋たる萬里の波濤を蹴つて、雲や波、波や雲なる理想の彼岸に進み行く巨船の狀こそ、關西大學の今日を表象し、その洋洋たる未來を暗示するに恰はしいものであつたのでした。即ちこの作のモチヂヴミな

さて船を題材にするミ決心して後も、圖書館に博物館に種種苦心してモデルを探しましたがが思ほしいものを得るミが出来ませんでした



氏藏貞國大るけ於にエリトア

た。百方奔走の結果遂に或専門家の好意に依り、極めて古典的なモデルを得るミが出来ました。船の時代は、確言は出来ませんが、多分十字軍前後のものであらうと思ふ。その頃の巨船で専ら高貴の者の乗船ミして大洋航行に用ひられたものらしく、古典的な香に滿ちた楚朴ミ雅味に富み、且つその力強い線は最も異色のものと思ひます。

船の前後の下にあるのが大洋の波頭を意匠化したもので、左右上方の三筋の曲線は、蒼空を表現する爲に雲を表象し、雲ミ船ミの間にある三段の隈取りは空間を引締めて作全體の調和を保つために作つたものです。

之を要するに、この作は極めて寓意的且つ表象的なもので、この學園に育まれた學生諸氏が、高遠なる理想の旗幟を竿頭高く飾して國內は勿論、洋上遠く海外に航し、世界到る所に本來の使命を果されむことは作者一人の欣びのみでないことを識らるるならば作者の意圖は完全に果さるるものであります。

氏は下繪に取かかつて以來茲に半歳、一意専念、その完成に精進されたのであつた。今日氏の顔に自ら浮ぶ作品完成の喜びこそ、吾人が共に相分つべきものであらう。近くこの作品によつて本學大講堂に一段の靈彩を加へらるる日も亦待たるるのである。

大國氏の藝術に關しては今更茲に嗚嗚するを要しない所であるが、氏の著名なる作品に就いて感想を乞へば、氏は答へて

「私は自分の過去の作品に就いては語り度くない。過去は私に言はしむれば未來へのステップであつて、未來に生きむミする者の爲にはじめて意義が生じて來る。私は絶えず過去に執着を持たず未來にのみ生きたい強いて申上けるならばこの「生」に依り、六七年以前になりませんが帝展特選の首席に選ばれたのです。……」アトリエの一週に蹲むグロテスクな一勞動者の像を指し「ただ私は絶えず自らを鞭打つて精進の一路を辿りたいミ希ふのみです」ミ結ばれた。咽ぶやうなアトリエの藝術的寒圍氣を通じて、不偏不羈、ひたすら自らを開拓して行く眞摯な氏の藝術家としての面目が測測ミして筆者に迫るのであつた。

(學内報記事並に表紙繪参照)——霜村生

時代喜劇の發生

關西大學講師 豊岡佐一郎

我國の國民性から考へて、また文學史上から推論して、我國の演劇史上に、多くの優れた喜劇を當然有してゐなければならぬ筈だのに、一向それが見當らないのはさうした事だらう。今日我が歌舞伎劇を稱するものの中に、純粹に喜劇を占めべきものが一つもない。云つたなら、相當演劇に知識を有する人達でも一應は不審の眼をもつて、改めて歌舞伎劇を振り返つて見るであらう。そして始めてこの意外な事實に氣がつくのである。勿論部分的に喜劇的要素、滑稽味を有する戯曲、喜劇的人物、滑稽な事件を織り混ぜた戯曲は無数である。否、さう云ふ部分的な滑稽味を有する事が日本の演劇の著るしい特色であることも云へるのである。いかなる悲劇にも、その悲劇味が深刻なればなる程、喜劇的要素を隨所に加味して、その悲劇味を緩和せんとするものが、我國在來の戯曲家の常套手段であつた。要するに喜劇要素は一緩和劑的作用をなすのみで、一戯曲のモチベーションはなり得なかつたのである。外國の芝居にも随分陰慘な芝居があるが、我國の江戸末期の芝居程陰慘なのは少ない。「血の芝居」云つてもいい位、殊更にその慘虐味を喜んだものであるが、慘虐味のみに終始されては、人間の本性としてそれに堪え得られるものではないから、主として勸善懲惡の思想を以て、緩和劑として三枚目安敵役、乃ち滑稽な悪人を配して、見物の心を救つてゐる。天下茶屋仇討の安達元右衛門なきこの三枚目安敵役の代表的なものであるが、忠臣蔵の定九郎なきも、今日では、中村仲藏の工夫以來、五分月代に黒小袖朱袴の大小云ふ、見るから凄味のある悪浪人になつてゐるが、もこは大百日鬘に大編のぎてら、丸くけ帯、山岡頭巾、紐付の股引云つた頗る野暮臭い風態で、與市兵衛を殺してから「金が有りやこそ殺せ、金が無けりや何のいの、金が敵ぢやいしほや、南無阿彌陀南無妙法蓮華經」なき酒落のめしてゐる滑稽味豊かな人物なのである。これなき僅かに一例にすぎないが、要するに演劇に於て「惡」滑稽は常に密接な關係を有してゐるのである。この問題は甚だ興味ある問題で、他日ましまつた研究を發表したいと思つてゐるので、此處では單に、日本の演劇は、その喜劇的要素を部分的に所有するのみであり、その喜劇的要素が常に「惡」によつて表現されてゐる事を述べるに止める。

では我國の演劇には喜劇的なプロットをもつたものが皆無か云ふに、決してさうではない。有るには有る、がその委くが舞踊劇である。試みに飯塚友一郎氏の「歌舞伎細見」を開いて、その喜劇編を見るに、其處に列擧されたものは、「靉猿」「膝栗毛」「八笑人」「釣女」「素襖落」「二人袴」「三人片輪」「身替座禪」「棒しばり」等全部が舞踊、乃ち所作事、振事である。而もその殆んど總てが「狂言」から轉化したものであつて、これをもつて正しき意味のドラマ云ふわけにはいかない。従つて日本の演劇は正しい意味に於て、喜劇を所有しない云ふ結論に達する。

脚本が生れるやら、今日にいたつては、最早立派に、日本演劇史の項目に喜劇の一頁を加えるに至つた。併しその初期の喜劇は現代世相喜劇が大部分であつたが、尙其上に最近の所産として時代喜劇の續出を見るに至つた。今日尙續續として優れた時代喜劇を生みつた。甚だ前口上が長くなつたが、この時代喜劇の發生に就て一考して見たい。

一つの時代を出来るだけ忠實に研究し、又忠實に何らの私見を加えずに記述する歴史家がある様に出来るだけその時代相を重んじ、その時代に呼吸する人物を有るがままに描かうとする戯曲家がある。勿論演劇は歴史ではないから、其處に多少の舞臺的潤色を施すにせよ、要するに、その時代の人物、事件を、時代から切り離さずに描く戯曲家である。これは史劇、時代劇の作家としては常道であり本道である。明治の初年、從來の歌舞伎劇、殊に花川戸助六實は曾我の五郎云つた式の荒唐無稽な時代劇にあきたらず、時代及び人物を正史によつた新しい史劇、時代劇を書き試みた作家は正に此本道の作家である。名優市川團十郎によつて創始された「活歴」の諸脚本なき此適例である。

處が最近の傾向として、その時代を正しく忠實に觀察し、それを描く云ふよりは、その時代の中に近代精神と共通な何物かがないか、近代的觀察によつてその時代を新しく再現する道はないか、その時代の人物、事件を、そつくりそのまま我が生活してゐる現代の空氣の中へ持つて來て生かす道はないか——こゝ強ひて、その時代を裏から觀察し描かうとする様になつた。近來變態的仇討物の續出する所以である、これは或意味に於て正しく邪道である。が、物をただしく有りのままに受取つては見識にかかはると思ふのが近代精神であつて見れば仕方がない。

この邪道を行くもの、裏から時代を覗かんとする者は、其心理傾向として自然其處に喜劇的な要素を發見し、その要素をシニカルな見地から描かうとする、いかなる時代に於ても一つの事實を、ピントをはづして觀察する其處に必らずよしそれが悲劇的事實であらうとも、何らかの喜劇的要素を發見し得るものである、自己の感じたがまゝに、自己の解釋のまゝに總ての時代を、總ての様式を融解し、表現せんとするのが近代式である。尙その上にシニカルな醜態味をもつて、いやが上に近代味を出さうと試みるのである。時代喜劇の生れる所以である。

時代喜劇の創始者は誰であらうか、今此處に斷定する事は出来ないが、少なくとも時代喜劇の發生と建設に功を建てた作家とその作品を擧げて見る事は出来る、參考までに順次不問に列擧して見よう。先づ最近最も舞臺上で評判の高かつたのは、岡本綺堂氏の「小栗栖の長兵衛」であらう。これは市川猿之助をして時代喜劇俳優の第一人者たらしめたものである。ならず者が知らずして明智光秀を討ち忽ちにして一村の崇拜人物になる云ふ喜劇である。綺堂氏には此外に尙優れた時代喜劇が數篇ある。「權三三助」「能因法師」「筑摩の湯」「江戸名所圖繪」等委く範とするに足る。それから極く最近に好評を博したものに池田大伍氏の「男達ばかり」があるが、私自身は世評程に感心しない。大伍氏には他に「師直打擲」云ふ傑作がある。當時權勢ならぶ者もなき高師直を巧みに術中に陥れて、群衆の面前で心ゆくばかり打擲する云ふ喜劇で、時代喜劇中の傑作として三讀するに足る。殊に

師直を打擲する處の臺詞が實に名詞臺である
松居松翁氏にも多くの時代喜劇があるが、例
を云つても、よしそれが翻案であらうとも、

その方の研究をして行きたいと思つてゐる。
精しくは他日に譲りたい。

千里山の月

——教職員觀月會の記——

月は未だ出ない。クラブ・ハウスの露臺ではも

う月の話に花が

咲いてゐる。壁に

陰干の燈みたい

な繪が張つてあ

る。河村先生に

聞くに満月の圖

のこゝこであ

る。「月はこんな

に歪んでゐるん

ですか」は少し

人の悪い先生、

「いえ描き方が

拙いので」答へ

る方は正直らし

い。一隅の天花

瓶に萩の薄が鬱

蒼と活けてある

そのあたり既に

夕闇が葡ひ寄つ

てゐるが東の空

は夕映の餘光を

受けて未だ明る

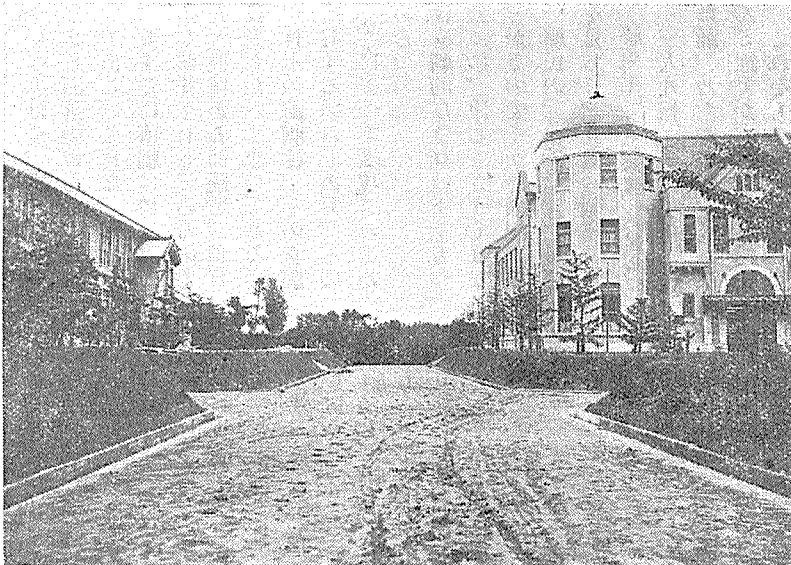
い。山の端をこ

めて雲が重つて

ゐる。もう出てゐるんでせうがなあ」云ふ

誰やらの聲、やがて雲間から大分高く昇つた

月がほつかり顔を出した。



千里山の近景

るやうに澄んだ色だ。ビールの盃、栗飯が美
味しい。宮島先生は「來年は圖書館のルーフ、
ガーデンで此月見が出来ませう」と挨拶された。

藤椅子に月を眺めながらの講演會が始つた。
最初は今山先生の「漢詩に現はれた月」、澤山

詩を朗讀されて最

後に「こんな話で

愛想がつかたらう」

と云ふこゝこであつ

た（いえさういた

しまして）。「科學

上より觀た月」は

河村先生のお話で

ある。望遠鏡で月

を地球に引寄せて

觀るに月の兎は山

や谷であるさうな

話が濟むに吾吾は

再び月を天上に放

つた。新町先生は

「和歌に現はれた

月」を通じて萬葉

より近代に至るま

での月の文學に於

ける變遷を語られ

た。今後更にさう

變るかわればよ

い同先生は思つ

て居られる由である

露臺の周圍は秋虫の樂手が健氣なコンサート
である。見渡す大グラウンドの向ふ側は模糊
をかすんで氣は水のやう、蛾が飾り電燈のガ
ラスを打つ、露臺の人の興は更に盡くるべく
もない。

明治以後私法の變遷

關西大學教授 佐々 穆

本學專務理事宮島教授は、最近故フランス法學者
ボアソナード教授の遺影を手に入れられたが殆ん
ど同時に現今フランス法律哲學界の第一人者たる
レオン・デュギイ教授より宮島教授宛の私信を以
て同教授が近く我が國に來朝すべしと報じて來た
ボアソナード教授が我國の法律顧問として來朝し
司法省法律學校の前身たる明法寮に於て佛法の教
授を初めたのは明治六年であつた。以來半世紀に
餘る日子を経過したる今日再びフランスより大法
學者の來朝を見、現代佛法の眞精神に接せんとす
るの面白き對照がある。而して此半世紀間に於
ける我が國私法の變遷は果して如何なるものであ
るか。進歩か、退歩か。茲に一文を草して之を明
かにしやうと思ふ。

我國に於ける民法法典編纂事業の嚆矢は、明
治三年大政官に制度局を設け民法編纂會を設
置したのに存して居る。當時同會會長は江藤
新平氏であつたが、氏は一日も早く民法法典
の編纂を完成せんを欲し學者箕作麟祥氏をし
て佛國民法の翻譯に従事せしめ、「誤譯は差支
なし要は速譯にあり」と命じ、稿成るに従つ
て、假令數枚も雖も之を會議に附した程であ
つた云ふ事が穂積陳重博士著法窓夜話に書
いてある。又同書によれば當時箕作氏はド・
ア・シヴィールの佛語を民權と譯したのに對
し議論百出し、人民に權利があるなきは以
ての外であるとして非常に攻撃されたこのこゝ
であるが、成る程國民の人格を無視した當時
に於ては無理からぬ議論であつた。然るに程

T. M. 生

なく來朝せるポアソナード教授は當時フランスを中心として歐洲大陸に行はれたる自然法學派の法律學を講義し民權の主張を教へたのである。云ふまでもなく自然法學派は國家及び法律を國民の明示若しくは默示の契約によりて築きあげられたるものであり従つて人間の回想の結果であるを解するのである。即ち國家及一定の國家形式は全國民の精神から有機的に發達したものである云ふ様なことを考へ、人は生れながらにして天賦人權なる自然權を有するものにして國家は之を承認し法律は之を確保することを要する。其結晶はフランス革命によりて成立せる千七百八十九年の人權宣言及千八百四年のコード・ナポレオンの二法である。此二法の要點は次の三者に外ならない。

1 あらゆる物は一定の法律上の例外を除いては個人の所有に屬する。(個人所有權の原則)

2 各人は原則として契約により他人に物又は自己の行爲を給付すべき義務を負ひ、而して其履行を強制せらるる法律上の効果を生ぜしむる自由を有する。(契約自由の原則)

3 各人の財産權は一定の法律上の例外を除いては其死後其人自身或は法律が相続人であるに定めた人にうつる。(相続權の原則)

右の三原則の上に作り上げられたるフランス民法はポアソナードの手によりて我が私法思想を築きあげたのである。斯くてポアソナード教授は政府の命により明治十二年以來法律編纂の事に従ひ先づ民法の全部を人事編、財産編、財産取得編、債權擔保編及び證據編の

五編に別つことに定め、明治二十一年に到りて財産編、財産取得編の一部、債權擔保編及び證據編の成立をつけ明治二十三年四月法律第二十八號を以て之を公布した。又人事編及び財産取得編の殘部は、我國從來の民族慣例に關するに多きを以て邦人之を起稿し、明治二十三年十月法律第九十八號を以て之を公布した。所謂舊民法なるもの即之である。然るに當時此新法典が一度公にせらるるや、俄然として反對の世論起り「民法出でて忠孝亡ぶ」と豪語し茲に法典實施延期の議を生じ論難辯駁年に互り、

隨分激烈なる論戰を見るに到つた。延期派の主張は

- 1 新法典は倫常を壞亂す
- 2 新法典は憲法上の命令權を減縮す
- 3 新法典は豫算の原理に反す。

- 4 新法典は國家思想を缺く。
- 5 新法典は社會の經濟を攪亂す。
- 6 新法典は稅法の根源を變動す。
- 7 新法典は威力を以て學理を強行す。

等にあつたが之に對し法典實施斷行派の要點は左の如きものであつた。

- 1 法典の實施を延期するは國家の秩序を紊亂するものなり。
- 2 法典の實施を延期するは倫理の破頽を來すものなり。



(〇一九一 — 四二八—) 教授ドーナリアポ・ヴァタヌキ

- 3 法典の實施を延期するは國家の主權を害し獨立國の實を失はしむるものなり。
- 4 法典の實施を延期するは憲法の實施を害するものなり。
- 5 法典の實施を延期するは立法權を放棄し之を裁判官に委するものなり。
- 6 法典の實施を延期するは各人の權利をして全く保護を受くる能はざらしむるものなり。

- 7 法典の實施を延期するは争訟紛亂をして叢起せしむるものなり。
- 8 法典の實施を延期するは各人をして安心立命の道を失はしむるものなり。
- 9 法典の實施を延期するは國家經濟を攪亂するものなり。

延期派の主張の根據は同じく當時英國を中心として泰西諸國に行はれたる歴史法學派の法律主張であつて國家及び法律は他の自然界に於ける有機物と同様に成立し、成長し、消滅

するものである。従て人間の勝手に作つたものではなくして其存在を組織せしむる目に見えぬ國民の精神によりて創られたものである。一國に法律あるは宛も國民に國語あるが如く、一國民は大辭典の編纂によりて其國民普通の言語を作るに能はざるが如く、如何なる國民も單に普通の法典を作成することにありて其國民普通の權利を創製することに出来るのではない。法律は國民の支體であつて衣服ではない云ふに存するが、之は當時英法を主として教授した東京開成學校、東京法學院(今の中央大學の前身)東京專門學校今の早稻田大學の前身等の出身者によりて高調されたのである。然るに遂に延期派の勝利に歸した。即ち明治二十五年十一月法律第八號を以て、民法の施行を明治二十九年末まで延期することになつたのである。そこで明治二十六年三月勅令第一號を以て法典調査會を設け穂積、富井、梅の三博士をして民法修正案の起草の任に當らしめたが、修正案に於ては舊法の羅馬式編別方法を改めて、獨逸式編別方法を採り總則、物權、債權、親族、相続の五編に別つことなし其内容に於ても舊法の規定を改め主として獨逸民法を模倣し、明治二十八年末に到りて前三編を議し翌二十九年四月法律第八十九號を以て之を公布し、明治三十年末に到りて親族及び相続の二編を議し、明治三十一年六月法律第九號を以て之を公布し、同年六月勅令第二百二十三號により、同年七月十六日より民法全部を施行したのである。之即ち現行の我民法法典である。斯くの如くにして我が法律學は俄かに獨法に傾き政府は諸教授を獨逸に派遣して其法律學を研究せしめ、東西兩大學獨法科は隆盛を來

し、法律學界は擧げて獨法萬能の世界となつたわけである。

二

我國に於ける民法法典實施延期戦は、宛も第十九世紀初頭獨逸に起つたザヴィニー、ティホーの法典爭議其性質を同じうせることは普く世の知る通りであるが結局に於て獨逸に於ても一民、一國、一法 (Ein Volk, ein Reich, ein Recht) の實をあげ遂に現行獨逸民法の實施を見るに同じ様に我國に於ても現行民法が行はれてゐる、而して現行獨逸民法及び其繼受法たる我が民法も結局に於ては千八百四年のフランス民法其眞精神を一にするものである。即ち個人所有權不可侵の原則契約自由の原則、相續權の原則に歸するに他ならない。之を法律哲學的に見ればカント、ヘーゲル、ベンタムの個人自由の最大限の確保といふ個人主義的思想を出でざるものであつて權利の偏重、意思の尊重、道徳と法律の峻別である。茲に概念法學の弊と相俟つて法律學に對する鋭き反動が生じ、歐米に於ては最近三十年此の方、著しき進歩を見つつある即ち法律の本質の研究に於ては常に法律の目的より之を爲し、法律目的としては法律學が重要な社會文化に關する一分科たることに着目して社會哲學的に研究したる結果或は社會理想としての正義の實現を主張し或は文化促進の手段としての法律目的を認識し、或は人類の社會生活に於ける社會職能を各人に認め、法律目的がかかる職能の促進に存するにすぎず、今や法律學に於ける劃時代的の諸思想は到る處に高調され、從來の個人主義的的概念法學を一蹴に付してゐる。形式論理と個

人權利の偏重を以て特色とした我が私法も右の如き新思想の影響を受けて近時著しき進歩を示しつつある。先づ一例を示せば、

夫の貞操義務に關するものである。事件は、妻子をすてて他の婦人に同棲してゐる者及び其相手の婦人に對し其妻子の代理人として損害賠償の請求をなしたものであつて、大正十五年七月二十日の大審院の決定である。即ち離婚の原因と姦通の處罰に關する法律上の男女不平等を以て時代錯誤の甚だしきもの爲し、配偶者は互に共同生活の平和安全及び幸福を維持するに就いて常に平等の義務を負ふものであるとの一大原則を確立したものである。我が民法第八百十三條は「夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限リ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得」ニ規定して妻の姦通のみを數へて居るから夫の姦通を正面から離婚原因にすることは出来ないのである。又刑法第八十三條は「有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス其相姦シタル者亦同ジ」にあつて常に夫は貞操義務を有しなかつたのである。然るに今や大審院は「婚姻は夫婦の共同生活を目的とするものなれば配偶者は互に共力して其共同生活の平和、安全及び幸福を保持せざるべからず。然り而して夫婦が相互に誠實を守ることは其共同生活の平和安全及び幸福を保つ必要條件なるを以て配偶者は婚姻契約により互に誠實を守る義務を負ふものと云ふべく、配偶者の一方が不誠實なる行動をなし、共同生活の平和、安全及び幸福を害するは即ち婚姻契約によりて負擔したる義務に違背するものにして他方の權利を侵害するものと云はざるべからず。換言すれば婦は夫に對し貞操を守る義務あるは勿論夫も亦婦に對し其義務を有

せざるべからず。民第八百十三條、第三號は夫の姦通を以て婦に對する離婚の原因となさず。刑法第八十三條も亦男子の姦通を處罰せず。雖も、是主として古來の因襲に胚胎する特殊の立法政策に屬する規定にして、之あるがために婦が民法上夫に對し貞操義務を要求するの妨げならざるなり。云々。元來夫婦共同生活の安寧幸福と云ふ目的より見る場合に於ては權利本位の思想よりは寧ろ義務本位の思想を主張すべきこと固より當然である否獨り夫婦間の共同生活に於てのみならず、苟くも社會集團としての人間生活の營まれる所に於ては常に各人の對社會的の義務を高調すべきこと必要であつて此點を最も力強く主張する學者は近く來朝せんとするレオン・デュギイ教授であることは私が屢本誌に於て述べたことである。我國に於てはデュギイ教授の主張の如く如斯明快なる論斷には及ばず。雖も漸次是に近づきつつあるものにして本判例を解釋すべきである。同じく義務本位の判例として大正十年に注目すべき一判決がある。事件は子の財産に對する親權者の處分權と管理義務に關するものであつた、即ち「甲男が乙女を養子に貰ふた、其際乙女は其名義の不動産を持參した。乙女は未成年者なので甲男は其親權者として右の不動産を賣却し、其賣得金を費消した。そこで後に到つて乙女から甲男に對して管理義務違背と所有權侵害とによる損害賠償請求の訴を起した。第一審では甲男即親が勝ち、第二審では乙女即子が勝つた。甲男は第二審に於て、其不動産は乙女の實父から甲男に贈與されたものであること、其不動産の賣却は乙女と協議の上でなしたこと及び其賣得金の全部は乙女の嫁入支度に用

ひられたことを主張したが、控訴院はそれが證明されたものは認めなかつた。そこで甲男は上告した。然し大審院は其上告を棄却して、斯う云ふた「親權を行ふ父は未成年の子の財産に對する管理權を有し、之を行ふに當りては自己のためにする同一の注意をなすべき責任に任じ、又子成年に達したる時は遲滞なく其管理の計算をなすべき義務を負ふものなるを以て恣に子の財産を處分することを得ざるものと云はざるべからず。又子の財産に付き右の注意を用ひて適當なる管理をなし親權者たるの責任を盡したるの事實は親權を行ふ父に於て立證すべきものと解するを相當とす」。

三

大正九年九月一日の大審院判決に、妻の借財に對する夫の許可權に關する判例がある。大審院は斯う言ふてゐる「妻が借財をなすには民法第十四條に依り夫の許可を受くることを要すれ共、其許可は必ずしも明示たることを要せず、又各借財をなすに就き特定の借財に其都度許可を受くることなく、豫め一般的に之を受くることを妨げず、而して夫が出稼のために妻を故郷に残して遠く海外に渡航し、數年間妻子に對する送金のみを絶ちたるが如き場合にありては其留守宅に相當なる資産ありて生活費に當つることを得るが如き特別な事情なき限りは妻に於て一家の生活を維持し子女の教養を完うするが爲めに其必要なる程度に於て借財をなし以て一家の生計を維持することは夫に於て豫め之を許可し居りたるものと認むべきは條理上當然にして、如斯解して始めて其裁判は能く情理を盡したるものと

言はざるべからず。本件被告人の夫は出稼の爲明治四十年中より渡米したることは當事者に争なき處にして而して本件二口の借財は何れも渡航後三、四年を経過したる後に係り且其金額も僅かに貳拾圓と拾五圓に過ぎざるが故に他に被告人の夫に於て不在中永續の生活のために適當なる生活費を送金し來りたるが如き特別の事情なき限りは生活上必要なるものと認むるを相當とする是等の借財をなすことは豫め被告人の夫に於て許可し居りたるものと判断すべきは當然なり。此判例に對し或學者は妻の生存權に關するものであると云つて居るが私は寧ろ所謂夫の許可權なるものは如斯事案に於ては權利にあらざりて義務なりと思ふのである。即ち夫婦共同生活の平和、幸福、安寧を保持せんがために一定の場合妻が借財をなすことに對し夫は之を許可すべき法律上の義務を有するものにして許可するを否を任意に定め得べき權利にては斷じてないのである。大審院が豫め許可し居りたるもの「この擬制を用ひたるは稍形式論理を脱し得ざるの憾みはあれども如斯擬制を用ふるの根底には許可權なる概念よりは寧ろ許可義務の概念が強く働きたるものと云はなければならぬ。茲に重大なる私法進化の跡を認めなければならぬ。如斯權利本位の法律思想は義務本位の法律思想に微力ながらも轉向しつつあると同時に道德と法律との融合一致の傾向にも向ひつつあることを見逃してはならない。

大正十一年の大審院判決に、藝妓稼業をなさしむるための養子縁組を無効としたるものがある。即ち大坪喜市は平トリより金百圓を借り受け、大坪シヅ(喜市の娘)をして大正六年三

月中より向ふ八年間久留米市紺屋町なるトリアに於て藝妓見習稽古及藝妓稼業に従事せしめ、藝妓稼業による收得金を以て右債務の辨濟に當つべきことを約し右期間其約示の履行を確得する方法として、シヅをトリの養子として縁組の届出をなすこととし、同年三月二十日之が届出をなした。シヅは當時滿十一歳の故を以て其養子縁組は實父が代つて承諾したのである。處が今回實父が養母と養子とを相手取つて養子縁組の無効を主張し第一審第二審共勝訴したので養母が上告したのである之に對し大審院は「女子をして藝妓稼業をなさしむるため之を養子縁組をなしたる場合に於ては、或は當事者間に眞に養子縁組をなすの意思ありて藝妓稼業をなさしむるは單に縁組をなすの緣由たるに過ぎざることあり、或は藝妓稼業をなさしむるを以て要素となし養子縁組の届出をなしたるのみにして眞に縁組をなすの意思を有せざることあるものにして其何れに屬するやは各場合に就き決すべき事實問題なり。假令縁組の當事者が養子縁組届出に署名捺印して縁組に關する表示行為をなすも眞に縁組をなすの意思を有せざる時は民法第八百五十一條第一號に所謂當事者間に縁組をなす意思なき場合に該當するを以て其養子縁組は無効なりとす。此判決は養子縁組の意思を決定するに到れる緣由を考察して價值判断をなしたるものにして法律と道德との融合一致なる點より見て重要なものと云はなければならぬ。凡そ道德行爲の價值判断には常に其緣由に重きを置くものであるが法律行爲にありても一概に同様だに云ひ得ないのである。例へば養子縁組に於けるが如く單に養子縁組の意思だに存すれば法律上有効であつ

て意思決定の緣由には無關係であること云ふのは從來の法律思想であつた。乍然現今法律學の進歩は養子縁組の如き法律行爲にありては常に其意思決定の緣由に重要性を置き其處に非道德的の何物かがあれば當該行爲に基く法律關係を無効とすることになつたのである。此範圍に於て道德と法律とは相一致したのである。蓋養子縁組の假面の下に人身賣買の事實を許すことになれば、如何にして社會生活に於ける公序良俗を維持し得やうか、人間行爲の價值判断は常に其動機に遡つて之をなすべきものであつて法律適用の方面より言ふならば所謂「法律によらざる裁判」或は「裁判官の自由裁量」或は「法律適用の個別性」を稱するものであつて具體的妥當性に重きを置く價值批判である。

立法院は法を作り、行政府は之を實施し、裁判所は爭議に關して法律を適用するのみであつて斷じて立法作用或は行政作用を營むべきものにあらずとの思想はモンテスキューの所謂三權分立の思想であつて、各國憲法殆んぞ認むる所である。如斯思想が如何に第十九世紀全般にわたつての法律學を毒せしかは茲に詳しく説明するの要なきことであつて現代の法律學は裁判所も「法律の解釋」「法律の適用」の名の下に或程度の立法作用と行政作用とを營みつつあることは明白なる事實である。法律目的が社會正義の實現にあり、或は社會連帯に基く各人の義務履行に存し乃至は文化的社會生活の向上發展に存する以上は常に法律關係の價值批判に個別的觀察方法を用ひ道德と法律の融合一致を認識すべきこと正に當然の筋合である。

四

アントン・メンガー著「民法と無産者階級」第一版の序に、斯う書いてある。「民法學は第十九世紀の間其傳統的方法の範圍内に於て偉大なる進歩を遂げた。我が法律學者達は私法の組織を精密に研究しただけでなく他方に於て豐富なる歴史的基础をも集め加へた、然し如斯偉大なる發達を遂けたる私法の下に於て民衆の状態は如何様であるか。殊に有ゆる方面に於て最大多數を占むる所の無産者階級の状態は如何様であるか。此重要な問題は今まで如何なる法律家も之を論じた者がない。本稿は此問題に就いて直ちに解決を與へんするものではないが然し其解決を促し其解決の準備に資せんことを目的とするものである」個人主義的權利偏重の法律、就中、私法は有産階級にのみ利用せられ従つて彼等に役立つた。之を反對に社會構成分子の多數を占むる無産者階級に殆んぞ没交渉であつたことは否定することの出来ない事實である。從來の法律學者は普通私法たる民法法典を以てせば私法的社會生活は充分規律され得ることを所謂法律の完全性を高調したものである。乍然現代文化の餘弊たる貧富懸隔の激烈なる程度は社會的不安を生じ無産者階級の自覺と相俟つて法律の世界に於ても根本的改造を要するの秋が來つたのである。所有權の不可侵の契約の自由を根本原則とする現行私法を以ては到底充分なる解決をなすことは出来ない故に社會立法によつて所有權の不可侵及び契約自由の二大原則に對し或程度の制限を加へんする傾向は頗る顯著であつて、既に工場法、鑛業法、借地法、借家法、利息制限法等

の制定實施を見るに到れるは主として無産者階級の保護を目的としたものである。工場法第十五條は「工業主ハ勅令ノ定ムル所ニヨリ職工ガ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ本人又ハ其遺族若クハ本人ノ死亡當時其收入ニヨリ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スベシ」と規定してゐる。此規定は結果責任主義に基く規定であつて民法第七百九條の「故意又ハ過失ニヨリテ他人ノ權利ヲ侵害シタル者ハ之ニ依リテ生ジタル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ」の所謂過失責任主義を制限したる職工保護の規定である、即ち大工業の發達は工場内に於ける職工の死傷及び疾病を激増したのであるが過失責任主義による民法規定を以てせば工場には現代科學の要求する所に従つて諸般の設備を施したものであるから過失がない云ふことになる。従つて其處に働く労働者は何等の賠償を受け得ないのであるが如斯は最も不公平、不正義なる規定であつて企業の經營によりて一大利益を得る工場主は其事業進行に際し發生する損害は正に彼自身によりて賠償せらるべき事理の當然である獨り工場内に於てのみならず工場外に對しても同様、結果としての損害を與へたる以上は常に之が賠償の責に任じなければならぬ。大正四年七月大阪の某化學工業會社が其工場より流出する亞硫酸によりて附近の農作物を枯死せしめたるに對し大阪控訴院が此結果責任主義による賠償義務を明言したるが如き、或は又大審院が大正八年三月三日の判決によりて汽車の煤煙の松樹を枯死せしめたと言ふ事案に關し鐵道院に賠償責任を認めたるが如き注目に値する。

要するに社會構成分子の大多數を占むる無産者階級の保護規定は獨り私法上の問題のみにあらずして公、私法を通じて今後益増大すべく假令制法が不完全であつても裁判所は前に説明せるが如き立法的作用及び行政的作用を營みて無産者階級の保護を計るべきである試みに獨逸憲法中無産者保護に關する規定を抽出せんか。

第百五十七條 勞働力ハ國ノ特別ノ保護ヲ享ク國ハ統一的ノ勞働法ヲ定ム

第百五十九條 勞働條件及ビ取引條件ノ維持及ビ改善ノ爲ニスル結社ハ何人ニ對シテモ亦如何ナル職業ニ對シテモ其自由ヲ保證ス

此自由ヲ制限シ又ハ妨害セントスル約定及ビ處置ハ凡テ之ヲ禁止ス

第百六十條 雇傭又ハ勞働關係ニ於テ被傭者又ハ勞働者タル者ハ公民主シテノ權利ヲ行使シ及ビ著シク業務ノ執行ヲ阻害スベキ場合ヲ除クノ外其依託ヲ受ケタル公

ノ名譽職ヲ執行スルニ必要ナル自由ノ時間ヲ有スル權利ヲ有ス之ニ對スル補償ノ請求權ハ法律ノ定ムル所ニヨル

第百六十一條 健康及ビ並勞働能力ヲ維持シ產婦ヲ保護シ並ビニ年齢弱及ビ生活ノ變化ニ基ク經濟上ノ結果ヲ防護スルタメニ國ハ概括的ノ保險制度ヲ設ク保險制度ハ被保險者ヲシテ之ニ參與シ之ヲ支配スル力ヲ有セシム

第百六十三條 凡テノ獨逸人民ハ其精神的及ビ肉體的ノ力ヲ公共ノ福利ニ適スル爲メニ活用スベキ德義上ノ義務ヲ負フ但シ人身ノ自由ヲ妨ゲズ

凡テノ獨逸人民ハ其經濟的勞働ニヨリ其生活資料ヲ求ムル事ヲ得ベキ機會ヲ與ヘ

ラルベシ適當ナル勞働ノ機會ヲ與ヘラレザル者ニ對シテハ必要ナル生活費ヲ支給ス

第百六十五條 勞働者及ビ被傭者ハ企業者ト同等ノ權利ヲ以テ相共同シテ賃銀及ビ勞働條件ノ規律並ビニ生産力ノ全經濟的發達ニ參與スルモノトス兩者ノ何レノ例ニ於テモ組織及ビ其聯合ヲナスコトハ之ヲ承認ス

勞働者及ビ被傭者ハ其社會上及ビ經濟上ノ利益ヲ防護スルタメニ産業勞働者會議竝ビニ經濟區域ニ別タル地方勞働者會議及ビ國勞働者會議ヲ以テ法律上ノ代表トス

重ねて言ふ。さしも一時旺盛を極めた獨逸式概念法學も、今や我が國に於て孤城落日の状況に陥つたのである。然して一層善き法律秩序を創造せんとする努力が各方面に涌然として勃興しつつある秋に當り遠くフランスより現代精神に合致するソリダリストたるレオン・デュギイ教授を迎へんことをのびに我が法律學界のため眞に祝福すべきことであつて教授の口より漏れ出づる片言隻語も雖も千金の價を有すべく我等は之を傾聴して研究に資すべきである。

重ねて言ふ。さしも一時旺盛を極めた獨逸式概念法學も、今や我が國に於て孤城落日の状況に陥つたのである。然して一層善き法律秩序を創造せんとする努力が各方面に涌然として勃興しつつある秋に當り遠くフランスより現代精神に合致するソリダリストたるレオン・デュギイ教授を迎へんことをのびに我が法律學界のため眞に祝福すべきことであつて教授の口より漏れ出づる片言隻語も雖も千金の價を有すべく我等は之を傾聴して研究に資すべきである。

重ねて言ふ。さしも一時旺盛を極めた獨逸式概念法學も、今や我が國に於て孤城落日の状況に陥つたのである。然して一層善き法律秩序を創造せんとする努力が各方面に涌然として勃興しつつある秋に當り遠くフランスより現代精神に合致するソリダリストたるレオン・デュギイ教授を迎へんことをのびに我が法律學界のため眞に祝福すべきことであつて教授の口より漏れ出づる片言隻語も雖も千金の價を有すべく我等は之を傾聴して研究に資すべきである。

重ねて言ふ。さしも一時旺盛を極めた獨逸式概念法學も、今や我が國に於て孤城落日の状況に陥つたのである。然して一層善き法律秩序を創造せんとする努力が各方面に涌然として勃興しつつある秋に當り遠くフランスより現代精神に合致するソリダリストたるレオン・デュギイ教授を迎へんことをのびに我が法律學界のため眞に祝福すべきことであつて教授の口より漏れ出づる片言隻語も雖も千金の價を有すべく我等は之を傾聴して研究に資すべきである。

重ねて言ふ。さしも一時旺盛を極めた獨逸式概念法學も、今や我が國に於て孤城落日の状況に陥つたのである。然して一層善き法律秩序を創造せんとする努力が各方面に涌然として勃興しつつある秋に當り遠くフランスより現代精神に合致するソリダリストたるレオン・デュギイ教授を迎へんことをのびに我が法律學界のため眞に祝福すべきことであつて教授の口より漏れ出づる片言隻語も雖も千金の價を有すべく我等は之を傾聴して研究に資すべきである。

重ねて言ふ。さしも一時旺盛を極めた獨逸式概念法學も、今や我が國に於て孤城落日の状況に陥つたのである。然して一層善き法律秩序を創造せんとする努力が各方面に涌然として勃興しつつある秋に當り遠くフランスより現代精神に合致するソリダリストたるレオン・デュギイ教授を迎へんことをのびに我が法律學界のため眞に祝福すべきことであつて教授の口より漏れ出づる片言隻語も雖も千金の價を有すべく我等は之を傾聴して研究に資すべきである。

重ねて言ふ。さしも一時旺盛を極めた獨逸式概念法學も、今や我が國に於て孤城落日の状況に陥つたのである。然して一層善き法律秩序を創造せんとする努力が各方面に涌然として勃興しつつある秋に當り遠くフランスより現代精神に合致するソリダリストたるレオン・デュギイ教授を迎へんことをのびに我が法律學界のため眞に祝福すべきことであつて教授の口より漏れ出づる片言隻語も雖も千金の價を有すべく我等は之を傾聴して研究に資すべきである。

重ねて言ふ。さしも一時旺盛を極めた獨逸式概念法學も、今や我が國に於て孤城落日の状況に陥つたのである。然して一層善き法律秩序を創造せんとする努力が各方面に涌然として勃興しつつある秋に當り遠くフランスより現代精神に合致するソリダリストたるレオン・デュギイ教授を迎へんことをのびに我が法律學界のため眞に祝福すべきことであつて教授の口より漏れ出づる片言隻語も雖も千金の價を有すべく我等は之を傾聴して研究に資すべきである。

重ねて言ふ。さしも一時旺盛を極めた獨逸式概念法學も、今や我が國に於て孤城落日の状況に陥つたのである。然して一層善き法律秩序を創造せんとする努力が各方面に涌然として勃興しつつある秋に當り遠くフランスより現代精神に合致するソリダリストたるレオン・デュギイ教授を迎へんことをのびに我が法律學界のため眞に祝福すべきことであつて教授の口より漏れ出づる片言隻語も雖も千金の價を有すべく我等は之を傾聴して研究に資すべきである。

重ねて言ふ。さしも一時旺盛を極めた獨逸式概念法學も、今や我が國に於て孤城落日の状況に陥つたのである。然して一層善き法律秩序を創造せんとする努力が各方面に涌然として勃興しつつある秋に當り遠くフランスより現代精神に合致するソリダリストたるレオン・デュギイ教授を迎へんことをのびに我が法律學界のため眞に祝福すべきことであつて教授の口より漏れ出づる片言隻語も雖も千金の價を有すべく我等は之を傾聴して研究に資すべきである。

重ねて言ふ。さしも一時旺盛を極めた獨逸式概念法學も、今や我が國に於て孤城落日の状況に陥つたのである。然して一層善き法律秩序を創造せんとする努力が各方面に涌然として勃興しつつある秋に當り遠くフランスより現代精神に合致するソリダリストたるレオン・デュギイ教授を迎へんことをのびに我が法律學界のため眞に祝福すべきことであつて教授の口より漏れ出づる片言隻語も雖も千金の價を有すべく我等は之を傾聴して研究に資すべきである。

重ねて言ふ。さしも一時旺盛を極めた獨逸式概念法學も、今や我が國に於て孤城落日の状況に陥つたのである。然して一層善き法律秩序を創造せんとする努力が各方面に涌然として勃興しつつある秋に當り遠くフランスより現代精神に合致するソリダリストたるレオン・デュギイ教授を迎へんことをのびに我が法律學界のため眞に祝福すべきことであつて教授の口より漏れ出づる片言隻語も雖も千金の價を有すべく我等は之を傾聴して研究に資すべきである。

重ねて言ふ。さしも一時旺盛を極めた獨逸式概念法學も、今や我が國に於て孤城落日の状況に陥つたのである。然して一層善き法律秩序を創造せんとする努力が各方面に涌然として勃興しつつある秋に當り遠くフランスより現代精神に合致するソリダリストたるレオン・デュギイ教授を迎へんことをのびに我が法律學界のため眞に祝福すべきことであつて教授の口より漏れ出づる片言隻語も雖も千金の價を有すべく我等は之を傾聴して研究に資すべきである。

あさぶすま抄 (續)

關西大學講師 堀 正人

みほこけのためこり來し馬酔木の花山邊の春もややたけにけり

月今宵さやに照らさむあしびきの山の木の間に咲ける馬酔木を

葉櫻のしけり重たく雨降りて春もおのづみ暮れにけむかも

さみだれのまた降りいでしこの林泉の松の芽立のすがしくもあるか

雨やみて夕べおぐらき庭べにくちなしの花は朽ちるるかも

まぎのべに臥しるてきけば山桃のうれにこもりて鳥るるらしき

この夏もふげにけるらし庭のべに晝ながら鳴く虫の音きけば

秋づけば海のいろさみしなぎさべにけふもこびるるさんほうのむれ

秋の日のうすら曇れる野をゆきて田川にかけし小ばしをわたる

さもしびの光しづもるかべのへに小瓶のすすきかけうつりをり

宿の木に百舌が音高し背戸山の秋はふかくぞなりやしぬらむ

しぐれの雨あがる丘べに出で來ればをちの里わの霧がくりつつ

あしびきの山の峰のへにさ夜ふけていたくかけたる月いでにけり

別項記事参照 (この項學内報)

學内報

講堂ステージ正面一文字のレリーフ完成

豫ねて帝展審査員大國貞藏氏に依頼して製作中であつた本學大講堂ステージ正面一文字に取付けらるべきレリーフが此程完成した。近く所定の位置に掲げられて大講堂に一段の威彩を添ふるであらう。作意は別項大國氏の談の通りであるが此機会に、多忙な中を専念作品完成に努力された大國氏に深甚なる感謝の意を表する次第である。

圖書館建築工事

既報去る六月五日起工式を行った本學圖書館の建築工事は着手以來着着進捗し、既に基礎工事並びに地下室工事を終つて目下上層工事中にある。

ヒューブナー博士講演會

保險學者として有名なる北米ペンシルヴェニア大學教授エス・エス・ヒューブナー博士 Dr. S. S. Huebner が去る七月十一日來朝せるを機とし、本學では同教授を迎へて同月二十三日午後七時半より大阪毎日新聞社講堂に於て本學主催大阪毎日新聞社後援の下に例年の夏期講演會を開催した。

これより先ペンシルヴェニア大學教授ジョンソン博士より本學宮島教授に宛てヒューブナー博士來朝の豫報があつたので、本學では同博士を煩し學術講演會を催すことに豫ねて交渉中であつたが同月二十二日奈良に來着した

博士は本學の依頼を快諾し翌二十三日來阪、宮島教授の紹介にて壇上に立ち「企業危險とその対策」なる題下に約一時間餘に亘り有益にして興味ある講演をなした。講演の要旨は引續き本學教授佐々穆氏が邦譯の勞をこられたが、聴衆には保險事業關係の人人多く終始熱心に聴講した。尙ほ講演の原文並に其要譯は別掲の通りである。

ヒューブナー博士歡迎會

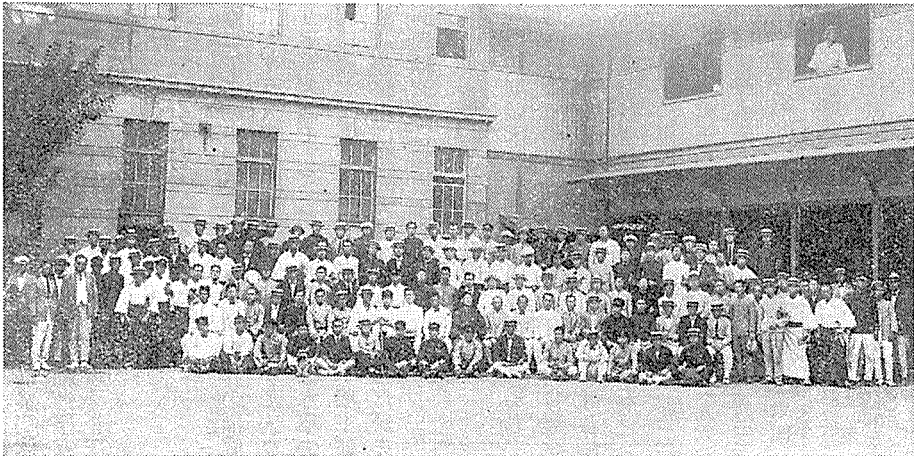
別項所報七月二十三日の本學夏期講演會開催に先ち同日午後五時半から大阪俱樂部に於てヒューブナー博士歡迎會が催された。而してこの歡迎會には生命保險及び火災保險兩協會の大阪地方會も参加せられて出席者數十名に達し頗る盛會であつた。デザート・コースに入るや宮島教授は本學を代表し、又本學評議員、共同火災保險株式會社社長田所美治氏は保險協會側を代表し、何れも英語にて歡迎の辭を述べ、これに對しヒューブナー博士は懇懇に答ふるところあり更にアメリカの各種學校に於ける保險教育の趨勢を述べて挨拶なにし閉會後直ちに講演會場に赴いた。

因に當日の出席者は左の如くであつた。
主賓 ソモン・エス・ヒューブナー博士
生命保險協會側(順序不同)

川原林順治郎氏、山名差廣氏(明治生命)、寺田四郎氏、山縣良夫氏、桑原敏夫氏(富士生命)、橋本重幸氏、國府精一氏、阪本信一氏(住友生命)、有村丈太郎氏、小松岩彦氏(福徳生命)、北岡重男氏(日本共立)、荒賀藏太郎氏(千代田生命)、廣岡久右衛門氏、松井萬祿氏、林範一氏(大同生命)、田中弟稻氏、守田常直氏、野間健三氏、國崎裕氏、野口

正造氏(日本生命)
火災保險協會側(順序不同)

笠松洋兵衛氏(日本火災)、中田英太郎氏(豊國火災)、伊賀歌吉氏、北本善一氏(大阪海



第五回夏期語學講習會記念撮影

國火災)、三宅龜三郎氏(帝國海上)、中川太郎氏(京都火災)、田所美治氏(共同火災) 押本重平氏(明治火災)、岸本正清氏(神國海上) 桂蘇一郎氏(攝津海上)、戸田氏(日本火災)

本學側

宮島教授、佐々教授、櫻井教授、田川秘書

本學教練教官の更迭

豫ねて本學教練教官として在任中の陸軍歩兵少佐田中哲氏は今般札幌歩兵第二十五聯隊大隊長に轉任去る八月七日夜本學教職員、學生其他多數の人人に見送られて大阪驛發赴任した尙田中少佐轉任と同時に歩兵第八聯隊附陸軍歩兵中佐香坂次郎氏が本學教練教官として新しく來任せられることになつた。

第五回夏期語學講習會修了式

前號所報、本學第五回夏期語學講習會は去る七月二十日開講八月十日を以て終了したが、八月十日授業終了後第一講堂に於て修了式を舉行了。定刻宮島專務理事、講習會講師、講習生其他出席、宮島專務理事は各科總代に夫々修了證書を授與したる後、現代に於ける外國語修得の意義と効果を述べて挨拶なし式を閉じた。

デュギー教授よりの來信

這般本學本館が竣成せるを機とし廊下その他適當の室に本學の功勞者並びに内外に於ける世界的碩學の寫眞が掛けられることになり、既に一二掲げられた。その中の一つにフランスに於ける社會法學の泰斗デュギー教授の寫眞があるが、右の旨を同教授に通知したに對し教授は左の如き謝狀を寄せられた。

Bordeaux, le 9 juillet 1927.

Monsieur et très honoré collègue,
J'ai bien reçu votre lettre et ma photographie agrandie avec votre propre photographie.

Je vous en remercie vivement et j'ai été profondément touché de l'honneur que vous m'avez fait en plaçant cette photographie dans le Hall du bâtiment universitaire.

Veuillez remercier votre collègue M. Sassa de l'article qu'il a bien voulu me consacrer dans votre Bulletin mensuel.

C'est pour moi une très grande satisfaction de savoir que mes doctrines sont connues et appréciées au Japon et particulièrement dans votre grande Université.

Je conserve l'espoir de pouvoir à une époque qui ne sera pas trop éloignée, visiter votre beau et grand pays et ce sera pour moi un plaisir tout particulier d'y faire votre connaissance.

Quant à la prononciation de mon nom elle varie en France suivant les régions. A Bordeaux on prononce mon nom Dughi. Comme je suis originaire de cette région, il semble que ce soit la véritable prononciation. Mais à Paris on prononce toujours mon nom Dugu-i.

Je ne manquerai pas de vous donner régulièrement de mes nouvelles, mais de votre côté, ne me négligez pas; n'oubliez pas que je me ferai toujours un plaisir de vous donner sur les questions de droit public les renseignements que vous voudrez bien me demander.

Veuillez agréer, Monsieur et très honoré collègue, l'assurance de mes sentiments les meilleurs et les plus distingués.

L. DUGUIT,
Doyen de la Faculté de Droit.

右抄譯

拜啓小生より差上候小影の引伸し型御送附被下正に落掌仕候貴大學のホールに小生の寫眞を御掲揚被下候段是れ身に餘る光榮に有之深く感激拜謝の辭も無之候

貴大學發行千里山學報に小生の事を御紹介被下候貴大學佐々教授に對し謝意を御傳達被下度願上候

小生の法學に關する所論を貴國殊に貴大學に於て御認め被下候事を承り欣幸に存上候小生は近き將來に於て風景に勝れ且つ偉大なる貴國を御訪問申上度何れ其節親しく拜芝の機會を得る事今より樂み居候

尙御尋ねの小生家姓の發音に關し申上候右發音に關しては我がフランスに於ても地方に依り其軌を一に不致ボルドーに於てはヂュギー(Dughi)の發音され候へどもパリに於ては常にヂュギューイ(Dugui)の發音を

れ居候而して小生はボルドー地方の者に有之候へば前者に依る方然るべきか存せられ候
小生よりも時時近狀御報告可申上候へども貴方に於ても御忘無之様願上候法學上の問題に關し若し御役に相立ち申候はば遠慮なく御尋ね被下度何時にても喜んで出来る限り御廻答可申上候 匆匆

七月九日
ボルドー法科大學學長
レオン・ヂュギー

千里山親睦會例會

去る七月十三日午後五時から千里山親睦會例會が市内中之島公園北對岸日の出に於て開催せられた。定刻會員の出席する者三十餘名、

佐々幹事の開會の挨拶に始まり、新入會員數氏の自己紹介があつて後、涼風に吹かれながら一同宴を共にし、歡を盡して九時半頃盛會裡に散會した。

教授講師學外講演

佐々、櫻井兩教授並びに森下講師は夏期休暇中七月十六日より同月十八日まで福島學友會辯論部員の夏期遊説に同伴、名古屋、津の兩市に於て學外講演を試みた。

ウィリアムズ博士來學

豫ねて來朝中であつた世界新聞學界の權威北米ミソラ大學新聞學部學長ウォーター・ウィリアムズ博士 Dr. W. Williams は本學の招聘に應じて去る八月十七日來阪、本學主催の歡迎會並びに新聞大講演會に出席したがその詳細は次號に報道する。

専門部補缺入學許可

本學期初頭本學専門部補缺學生を募集し、本月六日に入學學科試験を、十日に同口述試験を施行、その結果左の通り入學を許可した。

- 括弧内の數字は入學志願者の數である。
- 法律學科第一學年 一四一 (一九二)
- 經濟學科第一學年 三九 (九六)
- 商業學科第一學年 六二 (八三)
- 文學科第一學年 三四 (六四)

記念植樹寄附者芳名

本學專任教員團の本學創立五週年記念事業たる校庭植樹資金に對する其後の寄附申込者並に金額は次の通りである。

- 二口 金拾圓也 白川 朋 吉氏
- 二口 金拾圓也 喜多村桂一郎氏

- 二口 金拾圓也 入江眞太郎氏
 - 二口 金拾圓也 山口房五郎氏
 - 二口 金拾圓也 桂 忠 雄氏
 - 二口 金拾圓也 オーリングズ氏
 - 五口 金貳拾五圓也 垂水善太郎氏
 - 二口 金拾圓也 森川 太 郎氏
- (以上昭和二年九月一日迄)

附屬第二商業學校彙報

親睦會例會 同校教職員より成る關西大學第二商業學校親睦會では去る七月十八日午後五時から市内堂島魚岩樓に於て例會を催した。宮島關西大學專務理事、木下主事始め多數會員出席、幹事の挨拶あつて宴に移り各自歡を盡して午後八時過散會した。

法制經濟科協議會 去る七月二十六日から同二十八日に互り神戸市女子商業學校に於て開催せられた近畿、南海聯合商業學校法制經濟科協議會に本校も參加し山崎、神保兩教諭が出席した。

第二學期始業式及び授業開始 本月五日午後五時から第二學期始業式を舉行、教職員生徒一同出席の上木下主事より一場の訓示があつた。翌六日から各學年各組も第二學期の授業を開始した。

教授村上喜貞氏消息

去る五月歐洲視察の途に就いた本學教授村上喜貞氏より最近來信あり、右に依れば氏は目下パリに滞在日ルーヴル博物館にて古代美術の研究中なる由である。

教授櫻井匡氏令弟

本學教授櫻井匡氏令弟力氏は去る七月二十五日東京に於て逝去せられた。ここに謹んで哀悼の意を表する。

BUSINESS RISKS AND HOW TO MEET THEM

Summary of Address

by

Dr. S. S. Huebner,

Professor of Insurance and Commerce,
Wharton School of Finance and Commerce,
University of Pennsylvania.

From the standpoint of scientific treatment, risk bearing in business is a comparatively recent concept. Economics—"the science of business"—has thus far concerned itself chiefly with the problems of production, distribution, exchange and consumption. But the subject of risk bearing, or elimination of risk, ranks in importance with these four time-honored divisions of economics. It represents a distinct economic concept, and should be accorded a separate and comprehensive place in the science that deals with our economic affairs.

Assuming reasonably intelligent and efficient management, business still faces the danger of four major types of loss, namely, the loss of property, the loss of profit and continuing but unavoidable fixed charges and overhead when occasioned by business interruption, the loss of value through price fluctuation, and last, but by no means least, the loss of the life value through death of those whose judgement, training and driving power constitute the galvanising force behind a business enterprise.

Loss of Property.—With respect to the loss of property, business faces the hazards

of fire and other natural elements, the perils of transportation, embezzlement and theft, uncollectible credits, failure of others in contractual commitments, and legal liability to employees and members of the public. Separate forms of insurance exist to indemnify each of these types of losses. But in effecting the insurance coverage, it is essential to emphasize full protection, as contrasted with frills and limited coverage that relate to certain casualties only. Wisdom dictates that the insurance should be arranged with this thought in mind, by some expert representative of the insurance vocation. Where the insured business is sufficiently large, it will also prove desirable to create an insurance department, or to designate some official trained in insurance matters, to represent the interests of the buyer of insurance protection. Where the practice of coinsurance prevails in any type of insurance, it is highly desirable that the required amount of insurance be taken, as compared with the value of the property protected, because under this just and necessary practice, claims are paid in the proportion that the insurance purchased bears to the a-

mount of insurance required.

Loss of Profit and Continuing but Unavoidable Fixed Obligations.—But insurance against the loss of actual property against fire and transportation perils is not sufficient. Property owners, for example, are increasingly appreciating the fact that the actual loss of property—tangible property actually destroyed—is in the majority of instances the smallest loss resulting from a fire. The indirect loss of profits and continuing and unavoidable fixed charges and overhead, resulting from business interruption caused by the destruction, of some strategic link in the chain of production, very often exceeds in amount the destruction of actual property.

Is it not strange that manufacturers, merchants and other business men should forget their profit and obligations? "Use and occupancy", or "business interruption insurance", is designed to indemnify that type of loss.

Property insurance policies should always be arranged to include this type of protection: otherwise the coverage is limited (i.e. uncertain) and not complete.

Prevention of loss.—But the service of insurance is by no means limited to indemnity. It also helps to eliminate altogether or to mitigate the cause of loss itself. "An ounce of prevention is worth a pound of cure." Prevention of loss constitutes an ideal method of insurance. It aims to insure against the occurrence of loss altogether, whereas the indemnity function is designed to eliminate the economic consequence that results from such loss of value as has not or cannot be prevented. Money for prevention pur-

poses is just as wisely expended as money for premiums. Such expenditures will be duly recognized by insurance companies in the form of a lower premium. Moreover, the insurance business should be engaged to assist the insured in his prevention efforts.

The insurance business is peculiarly fitted by virtue of its selfinterest, its equipment for periodical inspections and regular salvaging operations, and its facilities for studying the problem and for disseminating the information, to emphasize the worthy efforts of loss prevention. Fortunately every type of insurer is participating in this service to an ever increasing degree.

Too often one hears the objection that the premium income of insurance companies is altogether out of proportion to the losses paid and reference is made to the exceptionally low loss ratios experienced in certain types of insurance. Such a viewpoint is very short-sighted indeed. The ideal would be reached when for every dollar of premium collected not one cent would have to be paid for claims. Assuming that the premium is fair with respect to the insurer's expenses and reasonable profit, such a situation would mean that the premium income of companies, aside from the factors mentioned, was expended for service in the placing of insurance and the prevention of loss.

Loss Through Price Fluctuations.—Frequently business suffers heavy losses through great price fluctuations in raw materials and finished goods. I have reference to the sudden price smashes that occur during each of our periodic depressions. The so-called cycle of trade has been with us throughout our history. With each recurring depression, a single year will witness an increase in business

failures of from 200 to 300 per cent, as compared with normal, and by far the larger part of the increase is due to poor judgement with respect to prices. In some of the most hazardous businesses, involving the huge accumulation of commodities, like in the grain and cotton business, this problem has been solved through the insurance practice known as "hedging", whereby through transactions on our regular produce exchanges, of an opposite nature to the trade transaction in the business itself, price fluctuations are neutralized. The holding of grain in an elevator is insured through the "short sale" of an equal amount on some exchange. Gradually the practice of hedging will be extended to one business after another. But where it is not yet being used, the problem is serious. It therefore behooves business men in such instances to create a sinking-fund out of current earnings to meet such a possible emergency in the future.

Such emergency funds, accumulated out of business surplus, must be invested, and the all-important question relates to the method of investment. On the one hand, the fund may be invested by the firm itself, whereas under another method, the fund might be entrusted to a depository institution for investment. If the first method is used, it is highly important to know that the fund will be subject to the great hazard of depreciation, owing to the very causes which it is intended to neutralize by the fund itself. Pa experience shows that good investment bonds depreciate as much as 25 per cent in the course of a trade cycle, while good shares of stock on the average fluctuate even more. Consequently, business men, when seeking to protect them-

selves through emergency funds, should bear in mind that through individual investment of the fund, they incur the danger of having the effectiveness of the fund reduced by 25 per cent or more through the very factors which also produced the emergency. On the contrary, however, if the fund is left with a depository institution, it becomes a non-fluctuating one. Life insurance, on the high premium plan, constitutes an excellent medium for the accumulation of business emergency funds. Not only is the fund regularly available at any time, but it always remains non-fluctuating. In life insurance, dollars have been purchased with dollars, and through their power of wide distribution of risk, life insurance companies always succeed in maintaining their investment accounts on a non-fluctuating basis of full parity.

Loss of the Life Value in Business.

All of the foregoing relates to risk as it attaches to material property in business. But here is an even greater value in business than the property value. I have in mind the human life value the business worth of the business man himself to his business. The life value constitutes a business asset, quite as much as material property, and it should therefore be insured for the benefit of the business. Strategic lives are as vital, and in most instances much more vital, to a business enterprise as any other one factor in the chain of production. They may be likened to the power house that furnishes the energy. They represent the judgement, initiative and driving force, which, when combined with capital, make a successful business. In the last analysis, success in

(Continued on Page 114.)

企業危険とその対策

—ペンシルヴェニア大學教授
ヒューブナー博士講演抄譯—

科學的見地よりすれば、企業に於ける危険負擔の問題は比較的近時の觀念である。企業科學としての經濟學は主として生産、分配、交換及び消費に關する諸問題を取扱ふのであるが危険負擔即ち危険除却の問題は經濟學に於ける是等の四大問題に其重要性を等しくするものにして且是等の四大部門には別個の經濟觀念を表現するものにして經濟問題を取扱ふ科學に於て獨立の一部門を有すべきである。如何に合理的に又有効に經營するに雖も尙且企業は大凡四個の損害の危険に直面するものである。即ち財産損害、利潤の損害及び企業が停止の場合に生ずる避くべからざるの諸負擔、價格の動搖に起因する價値の損失並びに企業の背後に存在して之に活動力を與ふるの要素となる判斷力及び訓練等を有する人人の死亡に基く生命價値の損害即ち之である。先づ第一に財産損害より説明せんか。

財産損害として、企業は火災其他の自然力に基く危険、運輸上の危険、私消、横領、盜難債權取立の不能、他人の契約義務の不履行其他使用人及び社會一般に對する民事責任等の諸危険に直面するものであるが從來是等の諸損害を填補する爲に種種なる保險の形式は存在するに離れず何れも特定の場合にのみ損害の填補をなす所謂制限保險なるを以て充分なる保護をなさんかのために完全保險を力説するに必要である。既に保險業者の専門家に

よりて此點が注意されて居る。被保險企業が充分に發達したる場合に於ては被保險者の利益を代表するために此等の企業が自ら保險部を設けるか或は保險問題に經驗ある役員を任命するに必要が認められてゐる。何等かの形式に於て共同保險が行はるる場合に於て所要保險金額は被保險財産の價格に比例することを要する。第二に利潤の損失並びに諸種の確定負擔としての損害に就て説明せんか。

元來、火災に運輸上の危険なより生ずる現實財産の損害に對する保險は常に不充分なものである。例へば火災によりて結果する現實財産の損害は多くの場合に於て最も小なる損失に過ぎないことを財産所有者は自覺しつつあるもので、かかる場合に於て生産過程の企業的連鎖の破壊に原因する企業停止より結果する間接損害としての利潤の損失及びかかる場合に於ける避くべからざる諸負擔としての損害は現實財産の破壊其物よりも遙に大であることは屢である。然るに製造業者、商人其他の企業者が斯る場合に於ける利潤の損失及び諸負擔を忘れるが如きは無理からぬことであるが、斯る損害を填補するためには企業停止保險制が設けられる。従つて財産保險證券には、斯る場合の損害填補の約款をも包含すべきである。若し如斯約款を缺くならば其保險は制限的且不完全なるものと云はなければならぬ。

抑も保險の任務は單に損害を填補するを以て終れりなすものではなく損害其物の發生する諸原因を全然除却するか、或は之が緩和に役立つべきである。即ち損害の豫防が必要で

二

ある損害豫防の一オンスは損害填補の一ポンドに値するものである。損害の豫防は實に保險の理想的方法であつて損害の全然發生せざることに力むるものである。之に反して損害填補の任務は豫防せざりし或は豫防し得ざりし損害より發生する經濟的結果を除却するを以て盡きるものである。損害豫防目的の爲にする出費は通常保險料としての支拂よりも寧ろ賢明の策といふべきである。従つてかかる費用は保險會社に於て低率保險料の形式に於て承認せらるべきであり且又保險會社は被保險者が損害豫防の爲になす諸努力に對して援助を與ふべきである。損害豫防に就ての有力なる努力を力説することは保險事業の自己利益の點より或は其定期的調査に就ての設備の點より或は其諸問題に關する研究及び其報告に就ての便利と云ふ點より見て相應しきものである。幸にも各種保險業者は著しく斯る任務の施行に共力しつつあるのは喜ばしきことである。或種の保險に於ける例外的の低率保險料を例にまじりて保險會社に於ける保險料收入が支拂保險金額と夥しく比例せざる事に關し世上往往批難の聲を聞くが斯る反對は甚だしく近視眼的なものである。思ふに徴收せられたる保險料としての一帯に對して一錢も保險金として支拂ふことを要せないのである。換言すれば些の損害も發生せないので國民經濟上最も理想とするところであらう——保險料が保險者の諸支出及び合理的利潤と公正なる比例を保つ場合は保險會社の保險料收入が保險契約締結並びに損害豫防の爲に費されたる時なりと云ふべきである。

三

更に物價の變動による損害に就いて一言せんか、企業は其原料及び製品の價格の大動搖による重き損害を蒙るものである。アメリカに於ける定期的財界不況毎に起る急激なる價格暴落の場合を引用して説明しやうと思ふが、財界の消長は我が米國の經濟史上を通じて常に我々の目撃する所であつて不況時に於ける僅か一ヶ年の間に平時に比較して二、三倍方の企業失敗の増加を見るも其大部分の原因は實に價格に對する判斷を誤れるに存してゐる。尠大なる製品を貯藏する最も危険性に富む企業、例へば穀物業或は綿業の如きに於ては此問題は所謂 Hedging (取引用語にして通常賣繋ぎと譯す) として知らるる保險的慣行によりて解決されて來たのである。即ち農産物取引所に於て通常の商取引とは異なる取引によりて是等の農産物に關する價格の動搖は緩和されるのである。穀物倉に農産物を貯藏する其所有者は斯る取引に基く同一量の Short Sale (取引用語にて通常端賣と譯す) によりて保險せられるのである。如斯慣行は漸次各種の企業に擴張せられつつあるも、未だ斯る方法を採らざる企業にありては問題は重要である。従つて其場合に於ける企業者は



士博一ナブーユヒ

將來に於ける價格暴落の萬一に備へんが爲に平時の所得より償却資金を準備することを要するが、斯る準備金は投資せらるべきものであつて、重要な點は投資方法如何に存するから準備金を會社自身が投資するも一方法であり、信託會社に寄託して投資せしむるも亦一法である。企業會社自身が投資したる場合に於ての斯る準備金は一度財界の不況に遭ふ時に於ては其自身又其影響を蒙ることを免れない。過去の經驗によれば有利なる公債其他の債券投資すらも財界の不況に際しては二割五分方低落を示し有利なる株券は平均尙一層の低落を示して居るから企業家は斯る準備金を自ら投資せんことを欲せば、一度不況の發生したる場合に於ては常に二割五分乃至其以上に低落せる準備金を有するの結果となる危険を覺悟しなければならぬ。之に反して若し準備金が信託會社に寄託されたる場合に於ては最早低落の恐なきものとなる。又不況時に對する準備資金の蓄積に關する有効なる手段としては高率保險料に基く生命保險の如き妙案である。蓋し斯る場合に於ては資金は何時にても之を利用し得るのみならず、常に低落の危険を免

れ得るからである。即ち生命保險にありては一定の保險金額は常に得らるべく且生命保險會社は廣範にわたる危険分配の可能性によりて投資資金の低落を常に避け得るのである。

最後に企業に於ける生命價值の損失を説明せん。今迄に述べた所の各種の危険は、企業に於ける財産に就ての危険に關するものであるが企業に於ては財産的價值以上に重要な一價值がある。即ち企業家自身が其企業に對して有する企業價值としての生命價值である。此生命價值は財産的價值と同様に一種の企業財産を構成するものであつて企業利益の爲には之が損失も亦保險されなくてはならぬ。生産過程に於ける各種の要素と同様に企業家の生命は企業にまつて死活を制する程重要なるものにして動力を供給する發電所の如きものである。之等の生命は資本と結合して企業の成功を促す所の判斷力、創造力及び活動力を表現するものであつて結局に於て企業の成功如何は財産的價值と人的能力との結合如何によるものである。従つて財産保險の分野に於て企業停止損害保險を有するに云ふ意味に於ては生命保險は營業停止損害保險を構成するものである。營業家の生命價值を失ふことは利潤取得要素としての企業に於ける財産的價值の損傷を意味するのである。かゝる見地を以てするならば營業停止損害保險としての生命保險は今後著大なる發展をなすであらうし此方面に於ける運動は既に有力であり従つて企業目的の爲にする生命保險額が火災及び海上保險の合算額を超過するの日も左程遠きことではなからうと信する。(S 生抄譯)

四

校友の面影

大阪府泉尾警察署長 井波義吉氏

大正三年法律學科出身

先づ氏の略歴を御紹介しやう。

氏は富山縣の産、明治二十五年生れと言へば未だ不惑にも達せざる壯年である。明治四十五年富山縣立高岡中學卒業と共に纒然大阪に來た。蓋しその當時氏の胸に埋められてきた青雲の志こそ、如實に而も眼のあたりに見る現在の氏に依つて語られてゐることを思ふのである。俟ち氏は同年關西大學法律學科に籍を置くと共に、生活を支え勉學の資を得る爲に府廳權度課に入り拮据勤むるころがあつた。

廣圖を胸中に秘め、望を他日につなぐ者は、現實の一瞬一刻に生命を捧げて努むる。氏も亦斯の如き人であつた。關西大學在學中に大阪府技手となり、大正三年卒業と同時に、豫て自らの性向より警察官として身を立てんと思ひを決してゐた氏は、警部補に任ぜられ、現今の天満警察署當時の北警察署詰となつた北警察署にて約三年半勤務の後、牧方警察署に次席として轉じ、約十ヶ月、その間淀川堤防決潰の珍事あり銳意これがこゝに當り、頓に手腕を認められた。次に府警察部高等課に轉じ第一回の警察官講習所派遣となり、入所中警部に任官し、約一年の講習を終へて船場署勤務を命ぜられたが幾ばくもなく再び高等課入りとなつた。高等課に於ては滿五ヶ年、その間、暴利取締令の發布を見た戦時中の經

濟界好況時より、戦後の經濟界の大混亂となり引いては銀行界の動搖に到る迄、種種政治經濟上の問題に逢ひ苦心するころがあつた。再び牧方警察に署長として一ヶ年半更に富田林警察署長に一ヶ年七ヶ月を経て昨年三月府警察部高等課長として三度び中央に歸り、爾來本年七月迄の間に専ら癩療養所問題、松島事件、西區補缺選舉二回、岸和田市總選舉一回、等に關して専ら活動し、今度の普通選舉の準備に茫殺されてゐるた最中に突如過般の警察官の大移動に際し、

地方警視に任官し泉尾警察署長に榮轉となつたものであらう。氏は理性の輝やく廣き面に微笑を湛えながら極めて眞摯な口調で、

「過般私共同窓の「大三會」から日野谷辯護士その他の有志たちの斡旋によつて今度市岡の署長に榮轉された林繁君と私の爲に祝賀會を開いて貰ひましたが、友情の篤きに感激の外はありませぬ。御鞭撻の心を體して益々努力したいと思つて居ます」と語られた。蓋し氏の威材が認められたに過ぎないのではあらうが警察官中氏の如きは全く稀に見る昇進の跡を示して居るもので同窓諸氏が相寄つて共に



井波義吉氏

之を賀したこゝも又宜なはるべきである。氏の趣味は、圍碁、テニス、書畫の觀賞等で鳥鷺を聞はしつづ自ら胸中に秘策を孕む氏の風格も思はるるのである。氏は特に青年學生の思想問題に就て左の如く語られた。

「何時の世如何なる時代にも、青年は偉大なる目的を抱いて、前途の青雲を攫まんじ焦慮するの結果脚下に注意を怠る懼れがある。併して彼等の目的や行動に實を伴はぬ感がある

あるまいか。矢張學生は堅實の精神を充分養成して種種の思想問題に對しても建國の由來を理解して慎重に左右すべきであらう。私が脚に地を緊かりしつけないければいかぬと言ふのもこの事です。最近の傾向を見ても、一般に不十分な研究學問より直ちに實行に移らうとする嫌がないでもない。このことは多くは學生諸氏自らを亡ぼす所以であるから最も注意して欲しいと思ひます」

それから氏は最近母校の發展著しいことを大いに祝し、新に警察界に入つた本學卒業生の成績が極めて良いと欣び、氏の部下にも西明陸三郎警部補(大一大法)のあることを語られた。

氏の御家庭は夫人と當年七歳の令嬢との三人で極めて平和である。

(Continued from Page 12.)

business results from a proper union of material assets with personal ability. Life insurance therefore constitutes business interruption insurance in the same sense that we have that type of protection in the field of property insurance. Passing an impairment of the property asset in business as a profit earning factor. With a general acceptance of this view, and that may be confidently predicted life insurance as business interruption insurance will experience a tremendous development. The movement in this direction is already strong, and the day is not far distant when the amount of life insurance, taken for strictly business purposes, will exceed the total of fire and marine insurance combined.

校友彙報

校友會愛媛支部第二回總會

本學校校友會愛媛支部では去月七日午前十一時より伊豫の京都言はれてゐる喜多郡大洲町で第二回總會を開催した。先づ佐藤支部長より會務の報告、長野幹事より會計の報告があり次で會則修正案を附議し別項會則の如く可決した。その他種種協議事項を附議し終つて懇親會に移り一同歡を盡して午後五時散會した。因に本年度幹事に左記の諸氏が選任された。

支部長 佐藤義道

常務幹事 長野友一

幹事 今井卷太郎、加藤敬之、圓品、森脇秀正、

尚今回事務所を左記へ移轉した。

愛媛縣伊豫郡北山崎村三島町

關西大學校友會愛媛支部會則

(昭和二年八月七日改正)

第一條 本會ハ關西大學校友會愛媛支部會ト稱ス

第二條 左ノ各項ノ一ニ該當シ愛媛縣下ニ在住スル者ヲ以テ會員トス

一、關西大學卒業者

二、元關西法律學校卒業者

三、關西大學ニ對シ深厚ノ關係ヲ有スル者ニシテ本會幹事會ニ於テ推薦シタルモノ

第三條 本會ハ會員相互ノ親睦ヲ計リ併セテ關西大學ノ隆盛ヲ計ルヲ以テ目的トス

第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

支部長一名、常務幹事一名、幹事若干名

支部長ハ會員總會ニ於テ推薦シ、幹事ハ會員總會ニ於テ選任シ、常任幹事ハ幹事ノ互選トス

第五條 支部長ハ本會ノ事務ヲ總括ス、常務幹事ハ支部長ヲ補佐シ

會長差支アルトキハ之ニ代

リ其他諸務ヲ掌ル

幹事ハ會長、常務

幹事ヲ補



大森隆三氏

第七條 本會事務所ハ常務幹事宅ニ置ク

第八條 會員ハ會費トシテ年額壹圓ヲ納ムベシ

第九條 會員總會ハ毎年一回之ヲ開ク、但必要ナル場合ハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十條 本會會則ハ總會ニ於ケル出席者過半數ノ同意ヲ以テ變更スルコトヲ得

校友木村森藏氏の渡米

かねて大同電力株式會社大阪支店長として令

名のあつた校友木村森藏氏は今回アメリカ及びカナダに於ける電力事業視察の爲約半年の豫定で渡米するこゝになり、去る七月二十九日大阪商船アラバマ丸にて横濱を出帆した。尚ほ同氏に就ては本誌第十八號校友の面影欄に於て曾つて紹介したこゝがある。

校友米國留學

本年度大學部經濟學科卒業の石渡俊一氏、牧忠勝氏及大學豫科終了大森隆三氏、専門部商業學科卒業竹盛猛の諸氏は何れも過般米國に渡航、それぞれ専門學の研究に従ふこととなつた、石渡俊一氏は約三ヶ年の豫定で米國オハイオ洲スプリングフィールド大學に於て體育の研究をする筈で、オーペリン大學に入學する大森隆三氏と共に八月十九日神戸出帆の大洋丸に乗船何れも出發した。

牧忠勝氏はプリンス頓大學にて經濟學を専攻する爲に既に渡航し竹盛猛氏はコンピア大學にて同じく經濟學を専攻する爲に去る七月末日本郵船樂洋丸にて渡航した諸氏の海外住所は判明の分左記の通であるが、斯く年々共に本學出身者の海外に渡航する者の數を加ふることは同慶に堪えないことである、

因に右渡航者中石渡俊一氏はオーペリン大學の給費生として同大學に入學許可になつた由である。(後記)

Mr. R. OMORI, 211, N. Professor Street, Oberlin, Ohio, U. S. A.
Mr. S. ISHIWATARI, Springfield College, Springfield, Mass., U. S. A.

校友動靜

藤井彌一郎氏(昭二專法)上海にて記して左の如き通信があつた。目下當地に滞在し鹽及煙草の貿易に従事致居候、南北戰爭の熱未だ醒めず云云。

内藤進吉氏(大一四專法)先般ラサ島燐鐵株式會社を辭任された。

宗本利市氏(大七法)先般名古屋地方裁判所を辭任され去る七月バイカル丸にて當分歐米巡遊の途にのほられた由。

菅田茂里男氏(大二三商)本年三月より神戸市電氣局に勤務。

山岡季治郎氏(大七法)從來阪神急行電鐵株式會社に在職中であつた氏は先般社命に依り別府大分電鐵株式會社へ出向のこゝに

なつた。神戶市下山手通五ノ二八。

森田良三氏(大七法)所用の爲歐米諸國に出張中であつた氏は今般歸朝左記に事務所を移轉し法律事務に従事されることになつた。

横山浪五郎氏(大五一專經)先般文檢第四十六回法制經濟科に應試合格された。



木村森藏氏



石渡俊一氏

ケ協力シテ事業ノ遂行ヲ圖ル

第六條 役員ノ任期ハ滿一ケ年トス但再選ヲ妨ケ

中島貞一氏(昭二專商) 過般第一電機解
散の爲東區横堀一丁目大阪三品取引所員加
藤取引店に就職された。

野村滋藏氏(大一大法) 今春三月神戸地
方裁判所判事に補せられた氏は赴任後間も
なく發病しその経過渉しからず今般願出の
上静養の爲退職された。

清原俊之助氏(大一大專法) 過般縣會議員清
原氏令嬢田鶴子嬢と華燭の典を挙げられた
山地 仁氏(大一大專法) 京都府七條警
察署に勤務中の氏は過般木津警察署に轉勤
された。

福田藏平氏(大 三 法) 従來長谷驛勤務
中の氏は今般播但線生野驛に榮轉された。

辻野丈治氏(昭二專商) 福岡縣直方町洋
鐵商河野商店會計係に就職された。

土井孔融氏(大 一 〇 法) 今般事務所狹隘
の爲辦理事務所を港區大正通六ノ一六一に
移轉。

下井信三氏(大 四 法) 過般門司水上警
察署長に榮轉された。

上羽長衛氏(昭二專文) 日本大學法文學
部國文科入學。

上村行一氏(大 一 三 經) 今般東京三井銀
行經理課へ轉勤された。

平田奈良太郎氏(大 一 一 法) 今般京都地方
裁判所檢事局より大津地方裁判所檢事局に
榮轉された。

柏原好郎氏(大 七 法) 大阪港水上警察
署長より先般會根崎警察署長に榮轉され
た。
日向幸藏氏(明四二法) 新町警察署長よ
り鶴橋警察署長に榮轉された。
金崎茂雄氏(明三六法) 中津警察署長で

あつた氏は過般休職された。
井波義吉氏(大 三 法) 過般地方警視に
任ぜられ泉尾警察署長に榮轉された。

三雲住三郎氏(明四〇法) 奈良地方裁判所
判事より神戸地方裁判所に榮轉された。
林 繁氏(大 三 法) 大阪府鳳警察署
長より先般市岡警察署長に榮轉された。

兼松謙太郎氏(明三九法) 過般奈良地方裁
判所次席檢事より大阪地方裁判所檢事に榮
轉。

校友住所移動

山池 浩(昭二大法) 東京市外島島寺町一六
七〇松岡方

岡野榮太郎氏(大一二專商) 名古屋市中區田代町一〇
五東山寮

岩崎彌太郎(昭二專經) 港區市岡桂町三丁目一九
内藤進吉(大一二專法) 豊能郡岡町櫻塚字宇山二
五七更生園内

芦田茂里男(大一二專商) 神戸市駒ヶ森一ノ一〇
岡部悦三(大一二專商) 神戸市川西通四ノ六五

江田忠男(昭二專商) 此花區春日日出中五ノ三前
長長造方

佐藤芳太郎(大一二專商) 名古屋市中區小市場町二
ノ一旭屋商店

佐貝虎夫(大 四 商) 港區築港大阪商船築港出
張所氣附鳴門丸事務長

山岡季治郎(大七專法) 大分市堀川町二〇五三別
府大分電鐵株式會社

飯田種次(大一二專商) 三重縣多氣郡東黒部村大
字東黒部飯田金左衛門

高橋十二(大一二專法) 港區北八幡屋町二ノ一五
藤田實雄(明四一法) 神奈川縣鎌倉雪ノ下向山
四五〇

山本清藏(大 一 〇 法) 朝鮮大邱府市場北通山本
商店

藤原光治(大 一 〇 法) 住吉區天王寺町一八六二
横山浪五郎(大 一 五 專 經) 靜岡縣磐田郡袋井町
中島貞一(昭二專商) 東區横堀二丁目大阪三品
取引員加藤取引店方

清原俊之助(大 一 四 專 法) 港區辰巳町二丁目二二
山地 仁(大 一 五 專 法) 京都府相樂郡木津町木津
警察署在勤

杉本貞二郎(昭二專經) 東淀川區西之町二二一杉
本芳藏方
高田瑞穂(大 一 五 專 法) 高知市潮江上町前川
喜田義雄(昭二專經) 天王寺區生玉前町二八

福田藏平(大 三 法) 兵庫縣播但線生野驛官舎
泊 昂(昭二專法) 港區西市岡町七番地大木
大木幸三郎方

吉岡直之(昭二專商) 福岡縣八幡市平原水道町
二丁目

北住三之助(明三三專法) 東京市本郷區駒込神明町
三四四

青木 昇(大 一 五 專 經) 北河内郡大和田村
花村 格(大 一 四 專 法) 此花區西野田江成町一六
一、平井彌三郎方

辻野丈治(昭二專商) 福岡縣鞍手郡直方古町河
野商店

大石成善(昭二專法) 南區周防町
武田木曜(天 三 法) 東京市外松澤村字杉原八
七五

上村行一(大 一 三 經) 東京市日本橋區草屋町三
井銀行經理課

中野榮次郎(天 七 法) 住吉區平野西脇町二四一
平田奈良太郎(大 一 一 法) 大津市松本高見組九九九

校友改姓名

(舊)

(新)

大 一 四 專 法 吉松俊之助 清原俊之助
昭二專法 岡部成善 大石成善

千里山學報維持費受領報告

(到着順)

金參圓也	明二九法	中井嘉市氏
金五圓也	大八商	澁谷敬治氏
金貳圓也	大 一 三 商	森田仁一氏
金參圓也	大 一 二 商	中村敬直氏
金貳圓也	明三三法	門前元吉郎氏
金貳圓也	大 一 三 商	飯田種次氏
金貳圓也	大 一 一 經	石黒純氏
金貳圓也	大 一 二 法	平上威夫氏
金參圓也	推	島 昌三氏
金貳圓也	明三八法	末松正行氏
金貳圓也	明三〇法	森塚圭城氏
金參圓也	大 一 五 法 專	堂本源吉氏
金貳圓也	大 一 二 經	清間壽太郎氏
金參圓也	大 一 一 商	河合治氏
金貳圓也	大 一 四 專 法	藤川等氏
金參圓也	明四四商	長野友市氏
金貳圓也	大 一 三 商	中西潮海氏
金貳圓也	明三〇商	鈴木一郎氏
金參圓也	大 一 四 專 經	失 名 氏
金貳圓也	大 七 法	川岸新氏
金參圓也	大 一 一 法	清水郡造氏
金參圓也	大 一 一 商	原仙吉氏
金參圓也	昭二大經	小田切延壽氏
金參圓也	大 七 法	植田健氏
金參圓也	大 三 法	下許泰政氏
金貳圓也	大 一 〇 法	代谷淺一氏
金貳圓也	明四三法	富田茂氏
金貳圓也	大 四 法	奥村乙吉氏
金壹圓也	大 一 三 法	楠山秀太郎氏
金四圓也	明三三法	竹内靜衛氏

學生彙報

千里山野球部報

京都帝大主催關西高等專門學校野球大會に於て姫路高専を十對零で破り、第四高等學校を十一對一にて斃した本學豫科は七月二十二日二時十分より京大球場に於て高松高商を優優勝を行つた。審判川澄、徳川、飯島の諸氏、高松先攻。當日焼くが如き炎天にも拘らず、球場の周圍は觀衆をもつて埋められ、選手は決死的の奮戦をなした。結局五對零で本學豫科が覇權を握ることになつた。

▼第二回高松一死後大西右翼前直球安打したが宮本の遊歩にタブられ▼四回に入り本學本田右越本壘打を飛ばして一點を先取したが續く三者凡打▼第六回本學一死後本田中堅二壘を川西の一飛に三壘に送り小西遊歩失に本田を生還させて二點をリードした▼第八回本學一死後本田又も遊二間ヒットを打つて出て川西の右前安打と小西の三遊間安打に本田を三壘に送り能勢がボックスに立つた時スクイズに失敗してあはや挾撃に陥らんとしたが捕手低投に三逸し本田川西相續いて還り小西又高松の啞然自失せる隙に本盜して三點を増した。

高松	0	0	0	1	0	1	0	3	A	5
關大	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
豫科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勢西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寺山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

失策 三 二 一 〇
盗塁 四 三 二 一
打数 四 六 〇 二 七 一 〇
安打 三 四 〇 六 〇
犠打 一 一 〇 一 〇
盗塁 一 〇 〇 〇 〇
三振 〇 〇 〇 〇 〇
四死 〇 〇 〇 〇 〇
失策 一 三 三 〇 〇

△二壘打本田△本壘打本田、併殺三木—豊田—櫻井

四時閉戦直ちに優勝旗授與式を舉行し、京大中澤野球部長より兩軍選手に挨拶あり、優勝旗は拍手裡に本學豫科選手に手交され、中澤部長の發聲で萬歳を三唱して關西大會は全く終了した。

本學豫科優勝——七月三十日東京明治神宮球場に於て帝大野球聯盟主催、大阪朝日東京朝日後援の全國高等專門學校優勝野球決勝大會に於て、準優勝戦に水戸高専を十一對二の大スコアで破つた山口高商を、濱松高工を九對一で屠つた本學豫科の優勝戦が舉行された。

審判は東(球)清水、松浦(壘)の三氏、本學豫科先攻である。前日の准優勝戦に於て關東の二校は枕を並べて敗退し、この日の争鬪は關西雙雄の同士討ちとなつたが、技術ほほ伯仲の間にあるこの兩豪の戦は多大の興味を惹起し大スタンドは觀衆をもつて埋もれ固唾を飲んで緊張した戦を觀守つた。

山口高商側は一壘側に、本學豫科は三壘側のベンチに陣取り、午後三時東主審のブレイブールに本學チームは一齊に立つて攻撃に移つた。前日の准決勝戦の成績により本學の攻守共に勝れた技術に對し、山口は強投手山岡君が如何にこれを防ぐかは見逃すことの出来ない點であつた。果然山岡投手は、劈頭本學の第一打者から三人を得意の外角を通るスピードある直球に屠り四回迄に六個の三振をさ

その怪腕に満場を呆然たらしめたが一方本學も本田投手山口方を凡打に打ちこり四回迄零對零の接戦が続いたが、第五回に到り本學側は川西、能勢、小寺三安打を連發して一死満

壘となり蔭山の遊歩を遊撃手焦つて二壘に惡投した爲に一舉二點を入れ、遂に最後の優勝を左右するの因を作つた。

▲第一回、本學三者ともに山岡投手の好投に三振山口二死後竹内は投術失、大野二越安打に續き連盜に成功したが森三振して最初の好機を逸す。

▲第二回、本學本田四球を得たが小西の三振と同時に捕手の送球に一壘に刺され、川西も三振し、山岡投手の快腕冴える▼山口北村田邊共に三振し山岡三振に退けられ。

▲第三回、本學能勢遊歩惡投に出で二盜、小寺打球に觸れて退いた後蔭山の二壘に能勢三進したか豊田三振▼山口三者凡退。

▲第四回、本學三木の好打を竹内よく止めたが一壘へ高投して三木二進す、櫻井の遊越飛球を大野前走してよく捉へ二壘へ投げて三木封殺された、本田投術、▼山口三者凡打

▲第五回、本學小西三振後川西中に安打し能勢も投手の脚下を抜き小寺二越チキサスに一死満壘蔭山の遊歩を遊撃二壘へ惡投して川西、能勢生還して二點を先取し、小寺は豊田とのスクイズに失敗して三木間に挾殺された。▼山口三者好打したが本學の好守に阻まれて得點なし。

▲第六回、本學二死後本田遊越安打したが小西二壘▼山口一死後才木四球に出たが濱田の遊歩に併殺さる。

▲第七回、本學二死後小寺一壘強襲安打に出たが蔭山中飛▼山口三者凡退して得點なし。

▲第八回、本學豊田二壘手の右を抜き安打に出で三木の犠打に送られ、櫻井の右犠飛に三進したが本田の一壘に入らず▼山口一死後山岡中堅に三壘打して機會到來したが、田邊三振、梶山二壘して好機を逸した。

▲第九回、本學一死後川西遊撃安打、能勢二壘右を抜きピンチヒッター阪井の左飛失に満壘となつたが蔭山三振に終り機會を外した▼山口三者凡退して最後の奮闘も空しく二對零の接戦で本學の大

勝に期した。閉戦四時五十分。

高商	木田	内野	村岡	邊山
山口	才濱	竹大	北山	田梶
中捕	三左	一右	投遊	二
打数	29	20	5	1
安打	10	2	0	1
犠打	3	4	0	1
盗塁	2	0	0	0
三振	9	1	0	1
四死	1	0	0	0
策打	0	0	0	0
三打	1	0	0	0
得點	2	0	0	0
關山	0	0	0	0

戦後長與名譽會長から帝大寄贈のトロフィー、美土路東朝主幹からは朝日新聞社寄贈の賞杯及メダル等の授與式があつて會を閉じた。

千里山陸上部報

極東大會出場選手——第八回極東選手權大會の豫選を兼ねた全日本選抜大會は去る八月、六、七の兩日に渡つて明治神宮競技場に於て舉行された。吾が陸上部よりは岸、矢柴、津田の三君奮闘の末何れも上海へ派遣されることに決定した。

極東大會出場選手送別會——去る八月二十日矢柴、岸、津田の三君の前途を祝する爲に、陸上部員一同は心齋橋カタヤにて些やかなる送別會を催した。部長よりの懇切なる訓示と激勵の辭があり一同は三君の奮闘を祝つて散會した。

千里山馬術部厩舎設立計畫

千里山馬術部に於ては從來馬術練習には常に軍隊その他校外馬場等にて演習する不便を痛感してゐたが過般大阪愛馬會の柳彌五郎氏、近藤忠四郎氏並びに前教練教官横卷大佐の援助により愈校内に馬場及厩舎設置の計畫を立

て馬匹は来る十一月下旬第四師團より貸下せらるべき筈の由である。

因に同部では厩舎及馬場設置費に苦しみ、馬匹に興味ある一般有志からの援助を希望してゐる。

關西大學千里山學友會馬術部後援會
小野田潔、札野茂次。

千里山角力部合宿

千里山學友會角力部では来るべき秋の全國大會に備ふる爲め八月下旬より千里山學舎角力部道場に選手一同合宿、約一ヶ月に互り折柄の炎暑をものこせず猛練習を續けた。

千里山山岳部白馬登山記

去る七月二十一日正午千里山山岳部學生一行九名は梅田驛頭に集合暹日本アルプス白馬嶽登山の途に就いた。午後八時名古屋着、同十時半中央線より名古屋を發し、車中登山談に花を咲かしたのも一頻り、燒物に名高い、多治見、土岐津も夢の如く何時しか華暑の國に遊んでゐた。

七月二十二日、黎明松本に着いた一行は飛驒屋旅館に少憩、意氣頓に昂る。大略登山準備を調べ、再び大町行の列車に投じ、漸く山氣の迫るのを覺えた。有明驛に下車した槍登山の一行は袂を分つた。殘員五名、終點大町に到る。四圍を仰げば巍峨として重疊する山又山の姿に思はず襟を寒くするのであつた。少憩の後四谷行の自動車に投じ、峽谷、峻坂、森林を過ぎ、湖沼を眺め谿流を渡り六里餘を過ぎて白馬の館に着いた。あれが立山、これが戸隠山、この池が……等と説明する運轉手の言葉に一行の血は躍るのであつた。白馬の館に着いたのが午後二時一行は最早白馬嶽の

背面に來たのであつた。

白馬の館を出て一行はリュックサックを背に手に金剛杖をこり愈山路にかかつた。森上から山上まで約一里、その半は稻田で、その稻田を灌漑する水は清冷無比、アルプスの乳とも思はれた。田が盡きると、一面の草原、花は千々に咲き亂れ鳥は濺瀾してその間を飛び交ひ、小鹿の逍遙してゐるのも見られた。前面には純白の肌を現はして白馬は一行を小手招いてゐる。四谷から約一時間餘りで山麓に着く。右は松川の清流輕々流れ、白樺の森林は兩岸を壓するばかりに繁茂し、幹影は交流れに浸つて見るものをして只恍然たらしむるばかりである。北股川の丸木橋を渡り

自馬尻の殺生小屋に着いた。時に六時三十分四方に暮色の迫り來るを覺えた。此處は海拔五千四百四十四尺四谷より約三里山頂との中點に當る所である。小屋は既に満員ではいることが出來ないので種種歎願の末、小屋の横にある岩窟に入ることを許された。廣さ二坪餘高さ六尺、原始的な暗窟である。七時アルプス特産のアズミ味噌汁で食事をした。その美味しさアルプスならでは味はふここの出來ないものである。午後八時毛布をまきひ横になる。若干の寒さを感じた。一度横になれば再度身動きすることは出來ない。暫て一同の窟が聞こえ出した。夜景を見やうと十一時頃岩窟の外に出た。一天拭ふが如く晴れて、山白く、半月鮮に四方を照し、雪後下端の谷水滾滾と流れて流れ眼界透徹心洗ふが如き感があつた。

七月二十三日、晴、霧が深い。六時起床、朝食を終へて旅装を調べ小屋を發つ。朝霧に包まれて一寸先も指呼出來難い中を進むのも面白。

白い。小屋附近は大樹は一本もなく皆灌木である。皆一二分の新芽を吹いて普通の四五月頃の氣候である。登ること一町餘、愈雪溪にかかつた。幅は廣きは二町狭いものでも一町餘はある。左右に支雪溪があつて實に壯觀である。風は温いかと思へば忽ち冷く、絲雲が縷縷と谷間から這出でるかを見るに須臾にして膚合も鞋下も眞白である。岩に座して雪を喰ふのも愉快であつた。雪溪を二時間餘で登り盡すに絶壁である。一本のロープを頼みとしてこれを攀登るに忽ち前面が開け、百花妍を競つて咲亂れてゐる。これがお花畑であるヨツデシオガマ、ミヤマムラサキ、ミヤマキンバイ、トノハマミヤマキンバイ、テンブラグサ、ミヤマタンポポ等が主なるものである。花の間に偃松が點點と散在し、その中に雷鳥の巢があるのが判る。雷鳥は鳥に似てゐるが少し圓い。それより岩石の間を右に廻り左に折れ約一時間の後遂に頂上に達することが出來た。時に正午恰も霧は次第に晴れ脚下に松本平野を望み犀川、千鳥の名川遠く銀色に光つて曲折してゐるのが眺められた。頂上木屋に入り味噌汁で晝食をしたためた。茲にて充分休憩し午後三時雪溪を帯びたる劍嶽立山一帯の高嶺を望み、鏈杓子の從走に出發した。一行氏名略。(依廣田君報)

千里山歌壇

編輯局選

△白兔の歌

高原草路

わが住めるに似たる家の白兔十三匹の仔をうみにけり
雪のごま眞白き毛並み手にふれば眞わたよりなほなめらなるかも
今朝もまた仔兔を見におさなへりごなりの家の入口に來て
紅色のガラスに似たるひみににて遠慮勝なる仔兔あまた

△淡路にて

廣田弘應

京へたつ浪のひまにはあらはれてかすににしづむ淡路島山
△落 陽 望 洋 生
六甲の山面遠く夕映えて峰の彼方に陽の沈み行く
山の上に登り來れば見え渡る海面遠く灰色にして

△平 淡

霜 村 生

よろこびもうれひもなべて逝きし日の黒きごばりの影に秘めつつ
△暑中休暇 藤村まさる
おもひ置きし讀書すすまずいつしかに夕涼しくなりまさりけり
夏の夜の明るきまをそぞろ歩み書を讀まぬこころいとしめるかな
讀みあます書物の悔は悔として海水浴の日をば重ぬる
△ 東山冬三
稻面わたる風にさやけき聲ありて今宵ひそかに秋の來ぬらし

校友逝去

昭和二年六月二十日

福井辰五郎氏

昭和二年四月七日

浮田鐵次氏

昭和二年慶應門部法律學科卒業

右訃音に接し謹んで弔意を表す

歐米の學界

最近物故せる歐米諸學者

昨年來歐米に於ける著名なる學者にして訃報を傳へらるる者多く轉た吾人をして寂寥の感を抱かしめる。左に重なる人を掲げて遙かに弔意の一端を表す。

エッチワース F. Y. Edgeworth (1845-1926)
會つてオックスフォード大學教授たり

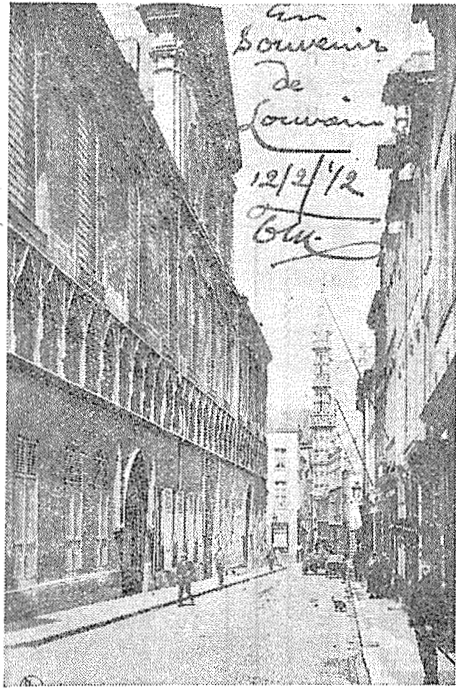
Economic Journal
の編輯者でもあつた
數理學派經濟學者ミ
して有名である。本
誌第四十號第四十二
號には其略傳が譯載
せられてゐる。

ノールズ L. C. A.
Knowles 有名な女
流經濟學者、會てロ
ンドン大學教授たり、經濟史殊に英國第十
九世紀の産業革命に關する研究は學界に推
賞せられるところである。最近女史の功績
を記念する爲めにノールズ賞學費會の制度
が設けられたことは本誌第四十六號に報じ
た。

ニコルソン J. S. Nicholson (1850-1927) 英
國正統學派に屬する有名な經濟學者エディ
ンバラ大學教授。本年五月十二日永眠。
ワイザー F. F. v. Wieser (1851-1926) 夙

にオーストリア學派經濟學の創始者として
知らる。ウィーン大學教授、最近は社會學
の研究に没頭してゐたやうであつた。

ウィックスティード Ph. H. Wicksteed (1841-
1907) ダンテ並びにイブセンの研究者とし
てイギリスの文壇に名あり、又神學者とし
ても知られてゐたが同時にジェヴォンズを
祖述せる經濟學者として經濟學界に貢獻す
るころ大であつた。本年三月十八日没。
ルツァッチ Luigi Lizzatti イタリアの經



學大ナアヴル

濟學者、殊に經濟政策に於いて學名を謳は
れてゐた。

ルヴァン大學の 日本講新設

夙に由緒ある大學として世に知られてゐるベ
ルギーのルヴァン大學では去る六月二十八
日の兩日に互り創立五百年記念祭が催された
が、同記念祭を機とし邦人薩摩治郎八氏の寄
附に依つて日本の宗教、文學、美術、一般講
座が新設されることになつた由である。

涼秋夜話

今山生

(一) 秀才香骨幾人憐、秋入長安夢惘然、こいふが
秋の寂しいのは希望がなくなるからだ、虫は
死ぬ、木の葉は落ちる、あさにくるのは氷雪
の冬である、月を見て千々に物を思ふた歌人
の胸を流れた感情は今でも我等の心に脈を搏
つ。子供の捕つて来たキリギリスが椽側で寂
しく鳴いて居る、やがてその虫も死ぬのであ
らう、實際秋は肅殺の氣を感じる、それが人
間の自然であると思ふ。

(二) 涼夜天の河を仰ぐ、私は學生の頃辯天島で避
暑した事を思ひ出す、一つ砂の丘を越すこ果
を知らない遠洲灘である、その渚を歩くこ黒
風しきりに起つて裳を拂ふ、空に銀漢あつて
光芒懐く如何にも天の無邊こ人間の弱小こい
ふ事を感じさせられたものだ、荒海や佐渡に
横ふ天の河、こいつた俳聖も矢張り斯様な景
色を見たのであらう、天の河を仰ぐ時は誰し
もしみじみ秋だなあと思ふに違ひない。

(三) 私はこきこき世間の夢の破れぬ朝まだき次木
土堤に河原撫子の花を摘みに出る、此の花は
如何にも秋の姿を現はして居る、淋しい優し
い花である、千草の露を踏みしだきて摘むの
である、摘み終つて土堤に立つこ旅人の夢を
乗せた急行列車がピーイこ一聲悲しい音をた
てて次木驛を通過する姿が見える、家に歸つ
て下駄の上からザブザブ水をかける秋の水で
ある、清冽骨を刺す。

(四)

「子等は皆いねて靜かな夜寒かな」こいふ句を
作つて見た、餘りうまくない朝日を靜かに
吹かして居るこ一匹の蛾がこんで来た、電燈
のまわりをくるくるまわる、一時はジツト眺
めて居たが餘りうるさいので叩き殺してしま
つた、それが蛾の運命であつたのだらうか、
私が女だつたらソツト摘んで庭に逃がしたで
あらう、又私がモット無關心な男だつたらホ
ツツ置いたであらう、して見るこ私の心の持
方一つが蛾の運命を支配する事になる、恐ろ
しい事だ、人間對人間もいづれ同じ事と思ふ
自分の運命が他人の心の持ち方如何によつて
支配されるなぞ考へるのは堪え難い事だ、だ
から私は運命こいふ事を否定する、私は自分
の安心立命のためにそれを偶然だこ説明する
運命は除かれぬ、偶然は避け難い、だが運
命が必然であつて偶然が機縁であるこすれば
必然の前には腹が立つが機縁の前には諦めら
れるこいふのが私の腹なのである。

五

裏の榎の頂邊で百舌鳥が切りに鳴く、「百舌鳥
鳴くや愁思すぞろの男かな」こやつて見た、
九になつて居なければせめて七位には見て
欲しい、百舌鳥の聲は鋭いが哀愁を帯びて居
る、私はあの哀調を聞くこ秀吉が封册を裂い
て懨怒した姿を思ひ出す、凋落の秋は人間に
も鳥にも物悲しくなければならぬ、あれが
秀吉の下り阪でありそして百舌鳥の聲は天地
の衰頽して行く豫告である。

六

汽車を待つ間に秋の陽を浴びる、レールが遠
く遠く光つて居る、鐵路遠く果なき秋の陽の
光はいけませんか、汽車に乗つて感ずるの
は女のゾウゾウしさである、荷物を必ず横に

引きつけて二人前の座席を占領して居る、若い女もお婆さんも一齊にさうである、混雑する電車に人を押しつけて乗るのはお婆さんである、お爺さんなら次の電車を待つ、あれで女は羨みがよいさいふのだから堪らない、尤も男だつて酷い奴がないでもない、足をなけ出して知らぬ顔をして居たり、狸寝入りをして居たり。荷物他人の帽子をはねこぼして詫びる言葉を知らない奴が居る。先達日吹田でコッピドク私の帽子をはねこぼした男があつた、先方も知らぬ顔をして居る、私も知らぬ顔をして居た、大阪に降りてからその男に「オ、イ、て、め、え、何、さ、か、挨拶しろ」と巻舌でいふてやつたらベコベコ頭を下けたのは面白かつた。埋草に斯様な事を書いた。

女郎蜘蛛

今 山 生

露繁きこの朝まだき女郎蜘蛛は静心なく網を張るなり

光いてる此の夏の日女郎蜘蛛は何思ふらん露うごかなく

雨降り光いてれき女郎蜘蛛は勇者の如くおそれざりけり

子等をみて女郎蜘蛛みるこ土堤ののけば朝霧こほれれ装のぬれて

The Kansai University Bulletin

Published Monthly By

The Kansai University Press

No. 53

September, 1927.

LEADING FEATURES OF CONTENTS

- Relief "Happiness on the Sea" and the Idea of its Sculptor... Mr. S. Toyooka, Lecturer of the University.
The Rise of Comedy in Japan... Prof. Y. Sasa.
Transformation of Private Laws since the Restoration in Japan... Dr. S. S. Huebner, Professor of University of Pennsylvania.
Business Risks and How to Meet Them... Dr. S. S. Huebner, Professor of University of Pennsylvania.
University News.
Alumnus News—Mr. G. Inami, Alumnus.
Students' Activities.
News from Abroad.
Miscellanea.
Illustrations—Relief by Mr. Okuni on the front-frieze of the stage in Administration Building.—Mr. Okuni at his "atelier"—Senriyama in autumnal days—Portrait of the late Prof. G. Boissonade (1824-1910)—Summer Course in Foreign Languages—Prof. Huebner speaking on "Business Risks"—Mr. G. Inami, Alumnus.—Mr. M. Kimura, Alumnus.—Mr. S. Ishiwatari, Alumnus—Mr. R. Omori, Alumnus.

千里山學報創刊五周年紀念懸賞論文募集

- 一 應募資格 本學部、大學豫科及び専門部學生に限る。
二 論文種別 法律、政治、經濟、商業、文學に關する學術論文に限る。
三 論文分量 十行二十二字詰原稿紙三十枚以内に限る。
四 締切期日 昭和二年九月末日限り。
五 審査 論文審査は本學部主任教授に委嘱す。
六 發表期日 審査の結果は昭和二年十一月十五日附發行千里山學報誌上に於て發表す。
七 當選者 論文の優秀なるもの十篇を選び賞品を授與す。尚ほ當選論文は發表後毎月一篇乃至二篇宛千里山學報に掲載す。
八 送稿先 右締切日までに到着するや、大阪府福島關西大學學報局宛郵送又は持参すること、尚ほ封皮に「懸賞應募」と朱書することを要す。
九 備考 文體は隨意なるも假名はいろは假名を用ひ墨又はインクにて明瞭に記載すること必要す。
原稿には必ず論題及び應募者の部、科學年並に氏名を明記すること

關西大學學報局

學生諸君に告ぐ

千里山學報投稿に就て

學友會各部の記事、各種研究會、親睦會、縣人會その他學生諸會合の記事、論文、文藝作品等本誌に掲載希望の原稿は、總て千里山學部豫科學生控所及び福島學舎學生入口左側に設置してある千里山學報投稿函に投入して下さい。但し寫真その他投入不能の材料は事務所又は學報局へ直接提出して下さい。毎號締切は前月二十五日限りとし、その以後の分は次號に廻します。

昭和二年九月 關西大學學報局

不許複製

大正十一年六月十五日創刊
昭和二年九月十三日印刷
昭和二年九月十五日發行

- 編輯兼發行人 宮 島 綱 男
印刷者 飯 田 彌 之 助
印刷所 株式會社 三 有 社
發行所 關西大學學報局
大阪府此花區上福島北二丁目

關西大學
大阪府此花區上福島
電話土佐堀一〇四九
電話土佐堀一五七〇

關西大學
大阪府外千里山
電話吹田一二三

關西大學校友ソノ他關係者各位へ

●千里山學報維持費トシテ、校友ソノ他關係者各位カラ續續御出捐ニ預リ有難ク幾重ニモ御禮申上ゲマス。

何時モ申上ゲテキマス通り、出來ルナラハ每號無料デ御配付申上ゲルノガ本意デアリマスガ、今ノトコロドウシテモ各位ノ御援助ニ俟タナケレバ、到底發行ヲ續ケテ行クコトノ出來ヌ状態ニアリマスノデ、遺憾ナガラ不遠慮ニト言フヨリモ寧ロ進ンデ御寄捐ヲ仰イデキル次第、何卒惡シカラズ御諒恕ヲ願ヒマス。

●金額ハ各位ノ御志ニ委セル外ゴザイマセンガ、大體年額貳圓位御寄捐願ヘマスレバ收支相償フ旨申添ヘテ置キマス。但シ集金郵便ニテ御拂込下サル方ハ勝手ナガラ一年半分若クハソレ以上トシテ金額參圓以上ヲ御申込ミ願ヒマス。

●從來御出捐願ヘナカツタ方ニ、コノ際何分ノ御援助ヲ御願ヒ申シ上ゲマス。ソシテ新タニ御出捐下サル方ハ、御手数數デスガ左ノ申込書ヲ御切り取り下サイマシテ、金額ナリ拂込方法ナリ適宜御書入ノ上御送付願ヒ上マス。

●尙ホ、一年以上繼續御送申上ゲテ井ル方デ、今尙ホ御出捐ガナク、且ツ維持費ニ付テ何等ノ御通報ニモ接シナイ方ハ、或ハ送付先ニ現住サレナイノデハナイカト存ジマスカラ、今後發送ヲ見合セルコトニ致シマス。

昭和二年九月

關西大學學報局

千里山學報維持費拂込申込書

住所
年度
科
名 貴

金額

一金

拂込方法
振替貯金又ハ郵便爲替
集金郵便

(何れか一方を抹消して下さい)

關西大學教授 宮島綱男先生監譯

アルフレッド・マーシャル 經濟學論集

— 近日中に出來發行の豫定 —

本書は先年物故せる世界經濟學界の巨人アルフレッド・マーシャルの業績を記念するため、その高弟エー・シー・ビグー教授が編纂、發行したものである。その收むるところ、遺稿中の重要な文献十數篇を主とし、加ふるにビグー教授の回顧録、ジェー・エム・ケーンズ氏のマーシャル傳その他親しく故人の教へを受け、現に單り英國に於てのみならず全世界の學界に名を競ふ經濟學者數氏の筆に成る恩師を偲ぶ文献數篇を以てしてゐる。當に經濟學の研究に志す學徒に取つて必讀の書たるのみならず、一個の人格として偉人が印せる足跡を辿る意味に於て、一般讀書子に取つても亦悉く金玉の文字たるを失はぬであらう。

大坂市西區波堀通四丁目

株式會社

大坂實文館

高等及中學校教科書販賣
内外圖書雜誌販賣
法律、經濟、學生參考書各種
エスペラント書各種

配本供給
確實迅速
責任確保

日本エスペラント協會大賣捌所

大阪市西區京町堀通二丁目

寶盛堂書店

電話 五二二二番

机上の友

新刊月報無代進呈
東京各出版所目錄進呈

御注文は電話を御利用。

特別御相談は御一報次第參上。



富士絹ワイシャツ

ミスミ貿易商會内地部

神戸市下山手通二丁目角
電話 葺合一六〇九番
振替 大阪八〇七三六番

特 價 提 供

特 徴

- △値段は……市價より三割安い
- △耐久力は……普通品の四倍
- △生地は……純輸出合格品
- △仕立は……優美堅牢
- △使用は……春夏秋冬に適す

定 價

- ワイシャツ 生地大巾一尺
- A 號 參圓八拾錢……參拾七錢
 - B 號 四圓四拾錢……四拾參錢
 - C 號 四圓八拾錢……四拾八錢
 - D 號 五圓貳拾錢……五拾四錢
- 但シ替カフス付は五拾錢増

特 典

本學校友學生其の他關係の方には
定價より五分引
運賃弊店負擔

御注文はハガキで

ワイシャツはカラーのインチ
生地は大巾何尺
最寄郵便局名

代金支拂方法

引換郵便にてお送り致します

國際經濟現象の研究

菊判上製函入
紙數二八〇頁
定價貳圓
送料拾八錢

最新刊

近時、經濟界が漸次複雑の度を加ふる原因を尋ねて、一國經濟界の動きを研究するに
は、將來は是非、國內經濟と國際經濟との相互關係を中心としてしなければならぬこの
見地から、實際に經濟界に活動せらるゝ諸士の爲めに試みられた、本書は時代に適合し
た國際經濟論である。世界經濟の本質を把握し、逆に國民經濟の構成並に作用を明かに
せんとする目的の下に、當第一輯に於ては先づ主として、貿易と爲替に關するものを中
心として、世界經濟の相を窺はんとしてゐる。諸士に必要な此種の實際知識を供給す
る書は本書を措いて未だ他に無い。切に御一讀を請ふ。

發賣所

大阪北區會根崎上三丁目

大 同 書 院

振替 大坂一三九七番
電話 六一三五・五七二番

景氣循環に關する諸學說

四二〇頁判。定價壹圓九拾錢
送料拾八錢

經濟界季節的變動の研究

五五〇頁判。定價四圓五拾錢
送料廿七錢

經濟界景氣變動の研究

中冊 貳圓五拾錢(送料各)
上冊 貳圓七拾錢(拾八錢)

不景氣時代の研究

四六〇頁判。定價貳圓貳拾錢
送料拾八錢

放資の仕方

三四〇頁判。定價貳圓
送料拾八錢

モラトリアム後の我財界

四六〇頁判。定價壹圓五拾錢
送料拾八錢

財界研究

第一卷(紙數各)各卷定價參圓
第二卷(紙數各)各卷定價參圓
送料廿七錢

半年分前金參圓。一年分發行) 五圓